

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月28日

【事業年度】 第10期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

【会社名】 株式会社マネースクウェア・ジャパン

【英訳名】 MONEY SQUARE JAPAN, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 相葉 斉

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階

【電話番号】 03 - 5524 - 8880 (代表)

【事務連絡者氏名】 業務管理部シニアマネージャー 西田 大助

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階

【電話番号】 03 - 5524 - 8880 (代表)

【事務連絡者氏名】 業務管理部シニアマネージャー 西田 大助

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益 (千円)	2,039,443	1,410,919	1,183,774	2,077,811	2,623,253
経常利益又は経常損失 () (千円)	931,786	61,084	245,113	362,942	422,695
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	541,452	26,233	347,458	260,856	235,789
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,224,005	1,224,005	1,224,005	1,224,005	1,224,005
発行済株式総数 (普通株式) (株)	54,591	54,591	54,591	54,591	54,591
純資産額 (千円)	3,528,822	3,283,708	2,912,847	3,139,866	3,208,891
総資産額 (千円)	16,181,174	12,267,198	14,142,719	22,428,461	31,138,244
1株当たり純資産額 (円)	64,641.10	64,486.99	57,734.81	62,763.52	66,508.30
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	2,500 ()	500 ()	500 ()	1,800 ()	1,800 ()
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 () (円)	11,670.34	497.47	6,887.32	5,222.92	4,814.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	10,054.26				4,790.12
自己資本比率 (%)	21.8	26.7	20.4	13.9	10.2
自己資本利益率 (%)	20.8	0.8		8.7	7.5
株価収益率 (倍)	5.5	42.4		7.2	9.7
配当性向 (%)	21.4	100.5		34.5	37.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	402,176	47,936	74,314	567,934	515,827
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	724,211	107,734	126,464	185,915	585,145
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,146,389	285,063	38,527	160,600	74,240
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,662,390	1,221,704	982,455	1,524,746	1,529,957
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	57 []	57 []	57 []	62 []	67 []

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、平成23年1月24日付で米国に子会社 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC.（当社の出資比率100%）を設立しておりますが、その重要性が低いことから持分法を適用していないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期、第9期は新株予約権の残高はありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第8期は新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 株価収益率については、第8期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 第8期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 第8期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 8 従業員数欄の臨時従業員の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。

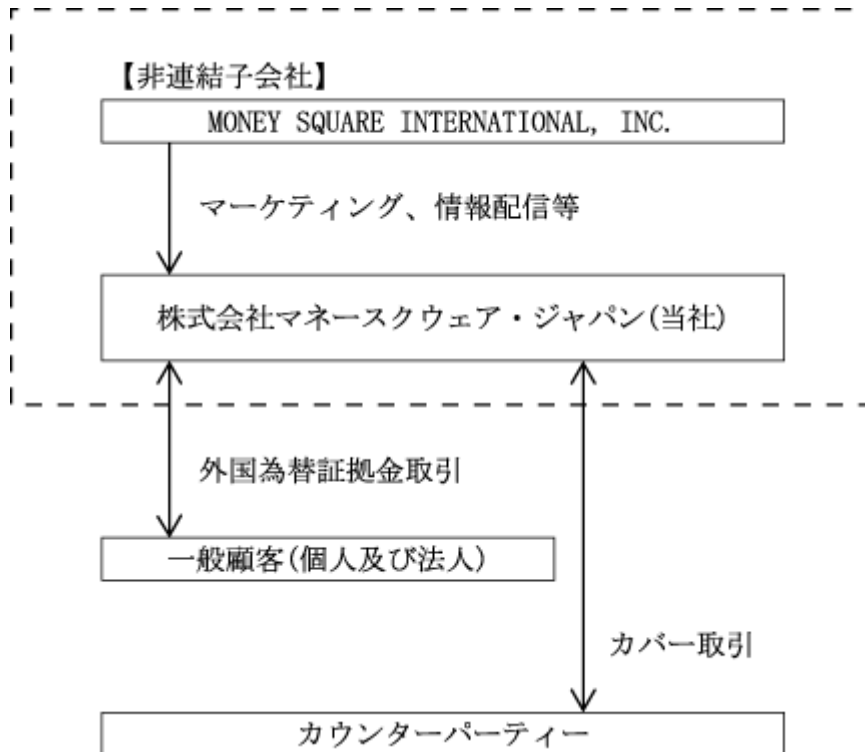
2 【沿革】

年月	事項
平成14年10月	外国為替証拠金取引サービスの提供を目的として東京都品川区に資本金6,500万円で設立
平成14年11月	外国為替証拠金取引『iFX-pro』の受託業務開始
平成15年4月	外国為替証拠金取引『iFX Style』のサービス及びインターネットによる『iFX Style』のサービスを提供開始
平成16年7月	住友信託銀行株式会社と外為証拠金分別管理信託（トラスト アカウント プロテクション(R)）を契約、開始
平成17年11月	金融先物取引業者登録認可（登録番号：関東財務局長（金先）第56号）
平成17年12月	社団法人金融先物取引業協会加入（会員番号：1507）
平成18年2月	本社を東京都千代田区に移転
平成19年7月	プライバシーマーク取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第296号）
平成19年10月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」へ上場（証券コード：8728）
平成19年11月	M2 J ベ이스クエア（東京都江東区）開設
平成20年6月	「M2 J プレミアム」「M2 J ダイレクト」、それぞれの取引コースの開始
平成21年2月	「M2 J ダイレクト」コース取引開始預託金制度を廃止
平成21年3月	「トラップトレード(R)」特許取得
平成21年9月	本社を東京都中央区に移転
平成22年1月	「リピートイフダン(R)」「トラップリピートイフダン(R)」特許取得
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所 J A S D A Q 市場及び同取引所 N E O 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場
平成23年1月	米国子会社「MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC.」設立
平成23年7月	「M2 J F X アカデミア」開校
平成23年8月	「M2 J F X」新取引コースの開始
平成23年9月	「ダブルリピートイフダン(R)」特許取得
平成23年12月	顧客区分管理信託の受託先信託銀行を株式会社三井住友銀行に変更
平成24年2月	「トラリピのうた」リリース
平成24年3月	トラリピ(R)プロジェクト2012 「せま割20」リリース

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの概要

当社グループは、個人の顧客および法人の顧客を相手として外国為替証拠金取引およびその関連事業等を提供する当社と非連結子会社1社により構成されています。



当社の事業内容は、外国為替証拠金取引サービスの提供を行う外国為替関連事業であります。当社は、平成16年7月に開始した預託金の全てを区分管理する信託保全スキーム（顧客区分管理信託「トラスト アカUNT プロテクション(R)」）のもと、当社が提供する「M2JFX」を用いて、主に富裕層や中長期での資産運用を考えるお客様層、また、外国為替取引を実務的に必要としている事業法人などを中心としたお客様を対象に、特許を取得した独自の注文発注手法と「M2Jアカデミア」という投資教育プログラム・カリキュラムを充実させて、独自の外国為替証拠金取引サービスを提供しております。また、オプションとして、インターネットでも電話でも注文可能で、多彩なサービスを楽しむことができる「コンサルティングサービス」も提供しております。

なお、当社は外国為替関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 外国為替証拠金取引について

外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社が提供する外国為替証拠金取引とは、取引総代金に対する一定率の証拠金をもとに、その取引総代金相当の外国為替取引（異なる通貨の売買）を行う現物取引であり、任意の決済日において反対売買を行い、その売買の差額を授受することを約する金融取引であります。差金決済方式（ 1 ）、ロールオーバー方式（ 2 ）を採用し、24時間リアルタイムの為替レート（ 3 ）で取引ができるのが特徴です。

顧客は定められている証拠金率にて計算される証拠金額の範囲内においてレバレッジを効かせた外国為替取引を行うことができます。平成22年8月から「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成21年8月3日内閣府令第43号）」が施行され、平成23年8月からは証拠金率4%以上（レバレッジ上限25倍）となっております。

1 「M2JFX」では取引総代金の全額を要せず、取引総代金の一部の資金をもって取引総代金全額と同等の金額の取引を行うことができ、その売買の差額を顧客へ受け払いいたします。

- 2 決済日を1営業日ごと延長していく取引手法です(一般的に外国為替取引は取引成立から2営業日後に資金決済を行います)。
- 3 外国為替市場は24時間取引が行われているため、土日を除き国内外の祝日を含め24時間リアルタイムの為替レートで取引を行うことができます(但し年末年始等の当社休業日を除きます)。

当社が提供する外国為替証拠金取引について

当社は、「M2JFX」という商品名で、証拠金率4%(レバレッジ25倍)(4)にて外国為替証拠金取引サービスを提供しています。

当社が行う外国為替証拠金取引は顧客との相対取引であり、取引が成立した場合、当社は、当該顧客が顧客区分管理信託口座に預け入れた預託金より証拠金必要額を証拠金として充当いたします。そして、当社は、顧客が取引を行うことによって保有することになったポジション(建玉)に対して、顧客の有する各通貨のポジションを毎営業日10分毎に値洗いし維持率(5)の判定を行っております。維持率判定によって100%を下回っていた口座に関しては別途抽出を行い、当該口座を原則1分毎に別途値洗いをいたします。その時点で、自動ロスカットに該当(維持率50%未満)した場合は、当社の任意の価格で速やかに全ポジションを対象に反対売買を執行いたします。そのため、顧客の口座維持率が150%ないしは100%を下回っていた場合、当社では、各対象の顧客にアラートメールを送信し、顧客の判断のもと、余剰資金を多めに入れておく、もしくは、ポジションの一部または全部を顧客自身で対処できるようにしております。

また、当社が提供する外国為替証拠金取引では多彩な注文方法(6)やシミュレーション機能(7)等があり、お客様自身でポジション管理やリスク管理を行うことができる環境を提供しております。

- 4 法人の顧客は証拠金率2%(レバレッジ50倍)です。ただし、証拠金率1%(レバレッジ100倍)を申請されている法人のお客様は、証拠金率1%(レバレッジ100倍)での取引が可能です。
- 5 時価残高÷証拠金必要額(内ポジション分)×100で算出。この数値が大きいほど口座内の余力があることを表します。
- 6 成行、指値、逆指値、トレールストップ注文、IFD(イフダン)、OCO(オーシーオー)、IFO(イフダンオーシーオー)の他、当社が開発した独自の発注手法であるトラップトレード(R)、リピートイフダン(R)、トラップリピートイフダン(R)、ダブルリピートイフダン(R)や成行OCO等があります。
- 7 顧客が実際の資産運用にあたり模擬的に取引等を検証できるよう開発されたシステムで、相場環境の変化に対応し、自動ロスカット、維持率および想定スワップ収益等の模擬的計算が可能となっております。

「M2JFX」の商品概要は以下のとおりです。

商品名		M2JFX
取引通貨ペア		11通貨ペア 米ドル/円、ユーロ/円、ユーロ/米ドル、豪ドル/円、豪ドル/米ドル、 ニュージーランドドル/円、ニュージーランドドル/米ドル、カナダ ドル/円、英ポンド/円、香港ドル/円、南アフリカランド/円
証拠金率(レバレッジ)		一律4%(25倍) 8
売買 単位	除、南アランド/円、香港ドル/円	1,000通貨単位
	南アランド/円、香港ドル/円	1万通貨単位
	1回あたりの取引上限金額	200万通貨

商品名		M 2 J F X		
取引手数料	除、南アランド/円、香港ドル/円	1万通貨単位以上の場合	1,000通貨単位当たり30円(対ドル通貨は0.3ドル)	
		1万通貨単位未満の場合	1,000通貨単位当たり50円(対ドル通貨は0.5ドル)	
	南アランド/円、香港ドル/円	トラップリピートイフダン(R)、リピートイフダン(R)、ダブルリピートイフダン(R)、トラップイフダンで、1,000通貨単位当たりの利益金額が200円(対ドル通貨は2ドル)以下の場合	1,000通貨単位当たり10円(対ドル通貨は0.1ドル)	
		1万通貨単位以上の場合	1万通貨単位当たり200円	
		1万通貨単位未満の場合		
取引手数料(コンサルティングサービスを申込みの顧客は別途記載) 11				
最小値幅	対円通貨の場合	0.01円		
	対米ドル通貨の場合	0.0001米ドル		
アラートメール		維持率150%未満(注意喚起) 維持率100%未満(新規指値注文取消) いずれも1営業日1回送信		
東京15時口スカット		維持率100%未満 9		
自動口スカット		維持率 50%未満 10		
入出金、両替(旧受渡し)可能通貨		7通貨 日本円、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド(南アランド、香港ドル以外) 両替の組み合わせは取引通貨ペアと同じ		
入金手数料	振込み入金の場合	顧客負担		
	クイック入金の場合	無料		
出金手数料	円出金の場合	無料		
	外貨出金の場合	通貨別、50万通貨単位毎に6,000円		
最小両替金額	成行の場合	1円、1セント、1ペニー等		
	指値の場合	1,000通貨		
1回あたりの両替上限金額		200万通貨		
コンサルティングサービス(電話取引、コンサルティング)		現金残高200万円以上で希望される方		
取引時間		日本時間月曜 7:20 ~ 土曜 5:50 (冬時間 ~6:50)		

8 法人顧客は証拠金率2%(レバレッジ50倍)。ただし、現在、証拠金率1%(レバレッジ100倍)を申請している法人顧客は、証拠金率1%(レバレッジ100倍)。

9 法人顧客は対象外。

10 証拠金率1%(レバレッジ100倍)取引申請をしている法人顧客は100%未満。

11 コンサルティングサービスを申込みの顧客は以下の手数料等になります。

取引手数料	除、南アランド/円、香港ドル/円	1万通貨単位以上の場合	1,000通貨単位当たり50円(対ドル通貨は0.5ドル)
		1万通貨単位未満の場合	1,000通貨単位当たり100円(対ドル通貨は1ドル)
	南アランド/円、香港ドル/円	1万通貨単位以上の場合	1万通貨単位当たり300円
		1万通貨単位未満の場合	
コンサルティングサービス(電話取引、コンサルティング)			

当社の収益は、以上の外国為替証拠金取引の仕組みと商品概要をもって、顧客と当社との取引成立の際に顧客の売買単位に応じて徴収する取引手数料、当社が顧客との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引(12)として行った成立レートの差額、スワップ授受(13)に伴う差額等で構成され、これらの収益を総称し、トレーディング収益として計上しています。

当社は、顧客との取引により生じる当社のポジション(建玉)相当については反対売買を行うことにより、為替変動リスク及びスワップ負担リスクを回避しております。

12 為替リスクを回避するため、顧客との相対取引によって保有したポジションをカバー取引先への反対取引を行うことによってリスクヘッジを行う取引であります。

- 13 外国為替証拠金取引は異なる通貨間の売買であるため、それぞれの通貨の金利相当の差額分が当事者間で授受されます。例えば、金利の低い通貨Aと金利の高い通貨Bがあると仮定します。通貨Bを買っているということは同時に通貨Aを売っているということになり、通貨B買い・通貨A売りをしている顧客は、金利の低い通貨Aを銀行から借りて（通貨Aの貸出金利）通貨Bに転換し、その通貨Bを金利の高い預金（通貨Bの預金金利）していることになり、1日経てばその1日分の金利差を受け取ることができます。逆に、通貨B売り・通貨A買いをしている顧客は、金利の高い通貨Bを銀行から借りて（通貨Bの貸出金利）通貨Aに転換し、低金利の通貨Aで預金（通貨Aの預金金利）していることとなり、今度は逆に金利差を支払うこととなります。この金利調整分を当社ではスワップと称しており、取引する通貨ペア毎に当社がスワップ金額を定め、顧客が保有するポジションに応じてスワップ受払額として顧客の取引口座の現金残高に反映いたします。なお、スワップは各国の金利情勢等の変化に伴って随時変動します。

当社が提供する顧客区分管理信託『トラスト アカウト プロテクション(R)』について

顧客から預け入れされた証拠金、時価の為替損益、スワップを含んだすべての資産（円・外貨ともに）は、当社の資産とは区分管理され、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」といいます。）に信託されます。

顧客資産は、現金残高はもちろん、取引対象通貨国の金利差（スワップ）、為替損益も毎営業日評価替えして三井住友銀行に区分保管され、万が一当社が破たんした場合でも、信託スキームにより信託財産は保全されます。

顧客資産は、区分管理することを目的に、三井住友銀行に信託財産として保全しています。さらに受益者代理人（甲）と独立した内部監査部門による区分状況のダブルチェックおよび監査法人の残高確認を実施することにより、信頼性・透明性の高い企業運営に努めています。

『トラスト アカウト プロテクション(R)』は、外貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドル）での預け入れも可能であり、外貨資産も信託保全スキームにより保全されるため、安心しての取引が可能です。

当社の外国為替証拠金取引のサポート体制

当社では、顧客毎の専用ページである「マイページ」を通じて、それぞれの顧客ニーズや属性に応じた情報の提供及び集約を行っております。様々な経済情報や各種レポート等をわかりやすく提供し、おすすめセミナーやお得なキャンペーン情報等もご提供しています。

当社は、顧客への投資教育を重点的に行っており、「M2 JFXセミナー」では、様々な顧客ニーズに合わせた会場セミナーとWEBセミナーを展開しております。初級者向けの基礎コースから、上級者向けの実践コースまで、多彩なセミナーを毎月適宜開催しています。

さらに、実践的で高度なカリキュラムとして、「M2 JFXアカデミア」という投資教育プログラム・コンテンツをスタートさせ、FX取引での投資を行うに当たり、必要な知識、情報、技術等を紹介しながら、運用の専門家が実施している投資行動を習得するための講座を開催しています。当社はこれらの投資教育コンテンツ等を通じて、外国為替証拠金取引に関する顧客全体の理解力の向上に尽力しています。

その他、日々届けられるメールマガジン（M2 Jメール）、市場の値動きや各国の経済指標発表に応じたメール配信サービス（M2 J Flash）等を活用して、外国為替市場等に関する迅速な情報提供サービスも行う等、顧客向けサポート体制及びマーケティングを充実させています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67〔 〕	36.2	4.1	6,082

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 従業員数欄の臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。
5 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災以降に停滞していた生産活動が、第1四半期、第2四半期、第3四半期と経るごとにサプライチェーンの復旧などで徐々に回復の兆しが強くなり、自粛ムードも段階的に緩和してくると、消費マインドも震災前の水準にまで着実に回復してまいりました。一方で、歴史的な円高相場、その円高相場の変流、原油価格や原材料価格の高騰、欧州債務問題の長期化や中国経済の成長鈍化などの世界的な経済不安が、依然として不透明な状況を払拭しきれない要因として続いています。

そのような中であって外国為替市場、特に米ドル/円相場は、期初に83円台からスタートすると、震災後のわが国の景気悪化懸念や米国の早期利上げ観測などから一時85円台半ばまで円安米ドル高が進行いたしましたが、米国の景気減速懸念が拭えない中で米ドルはジリ安展開に変わり、第1四半期は79円台半ばから85円台半ばのレンジにて推移いたしました。第2四半期は、日本政府・日銀による円売り介入の実施などにより一時的に円安に振れる場面もありましたが、米国のさらなる景気減速懸念やFRB議長による追加金融緩和(QE3)の可能性示唆、欧州債務問題深刻化を受けたりスク回避の動きなどから円買い米ドル売りが進み、歴史的な円高水準である75円台後半を再現するなど終始円高水準での展開となり、75円台後半から80円台半ばのレンジで推移いたしました。第3四半期も、日本政府・日銀による円売り介入の実施により円が急落する場面もありましたが、欧州債務危機回避を受けた米ドルへの資金逃避一服や円高対策への失望などから、円は戦後最高値となる75円台前半を再現し、また、米国が日本の為替介入に対して支持しない旨を表明するなど、75円台前半から79円台後半と狭いレンジでの推移ではありましたが、この先の相場展開を見極めるには難しい中での値動きとなりました。第4四半期は、わが国貿易収支の赤字転落を受けて、小動きからやや円安方向への推移となり、その後、良好な景気指標を受けた米国の景気回復期待の高まり、日銀による予想外の追加金融緩和、わが国貿易収支の赤字化と経常黒字の縮小などを背景に81円台後半まで円安米ドル高に推移すると、さらに、わが国経常収支の過去最大の赤字、良好な米雇用統計、日米の金融スタンスの違いへの意識などを背景に84円台まで円安米ドル高が進行した後、最終的には82円台後半まで値を戻したところで期末を迎えました。

米ドル/円以外に目を向けると、117円台からスタートしたユーロ/円は、震災後のわが国の景気悪化懸念やECBによる利上げ・追加利上げ観測などを受けて123円台前半まで円安ユーロ高に推移いたしましたが、ギリシャ問題に端を発した欧州債務危機がスペインやイタリアなどの隣国にまで波及すると加速度的に円高ユーロ安への推移となり、期待されたEU首脳会議も危機対応としては即効性には乏しい合意内容が確認されるとさらに拍車をかけ、一時97円台前半までユーロが下落する事態となりましたが、ギリシャの財政緊縮法案可決、ユーロ圏による第2次ギリシャ支援合意などを通じて欧州債務問題に対する過度な懸念が薄らいだことから、円高ユーロ安の動きが反転すると、期末に向けては111円台まで円安ユーロ高に推移した後、110円台後半で期末を迎えました。

このような状況下において当社は、当事業年度の開始時は、震災直後からの広告宣伝の取り止めやプロモーション・PR活動の自粛など、新しいお客様の獲得に苦戦を強いられざるを得ませんでした。平成23年8月からの第2弾となるレバレッジ規制(最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上)がスタートしたこと、また「M2JFX」という新商品をリリースしたことなどで、資産運用としてFX取引を行っている当社の特徴あるお客様層が、よりゆとりを持った運用環境を構築するために大幅な追加入金を行ったり、新規のお客様も口座獲得ペースの回復や順調な取引開始預託金の入金が行われてきたことなどを

要因に、預り資産残高は拡大一辺倒で推移することができ、平成24年1月には預り資産残高が300億円を突破、当事業年度末日現在も27ヶ月連続して預り資産残高が増加するなど、規制強化という大きな外部要因があったFX業界においても、順調な拡大を示すことができました。また、顧客口座数においても、同じく平成24年1月に40,000口座を突破し、さらに、いわゆるFX税制改正のスタートを前後してマーケティング活動を強化したことなどから、かつては取引所FX取引と店頭FX取引の税制の不公平によって取引所FX取引に奪われざるを得なかったお客様層が、当社へ回帰してきているのではないかと想定される状況が顕著に見られ、また、FX税制の改正自体が、新たなお客様層の獲得の一助として効果的に波及している状況も見受けられるなどして、前事業年度末の33,331口座から42,328口座（前事業年度末比27.0%増）へと拡大いたしました。

業績面においては、当事業年度中に何度か日本政府・日銀による円売り介入が実施されたことでボラティリティが高まる場面もありましたが、1事業年度を通して総じて円高、低ボラティリティ相場に終始した年度だったこともあり、当社が特許を取得している代表的な自動発注機能「トラップリピートイフダン(R)」を用いても苦戦を強いられるほど低ボラティリティな相場環境ではありましたが、1事業年度を通して預り資産残高や顧客口座数といった収益基盤が堅調に拡大し、さらには、新たな自動発注機能として「ダブルリピートイフダン(R)」をリリースし、そして「トラップリピートイフダン(R)」を進化させた「せま割20」などを年度後半に矢継ぎ早にリリースするなどして、FX業界全体がレバレッジ規制の影響などで苦戦を強いられ続けている環境下において、当社は前事業年度と比べても順調な業績の拡大を実現できた結果、営業収益は2,623,253千円（前事業年度比26.3%増）となりました。営業費用に関しては、第1四半期での自粛期間の後、第2四半期以降で「M2JFX」のリリース、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更やカバー取引先金融機関の変更・追加などに伴うシステム的大幅リニューアルに係る必要コストの計上やそれに伴っての償却負担の増加、第2弾のレバレッジ規制とFX税制改正のスタートに前後して強化した広告宣伝・PR活動などの戦略的な費用を計上したことなどによって2,191,155千円（前事業年度比31.9%増）となり、営業利益は432,097千円（前事業年度比3.6%増）となりました。営業外収益は、受取利息の計上などにより2,518千円、営業外費用は支払利息の計上などにより11,921千円となった結果、経常利益は422,695千円（前事業年度比16.5%増）となりました。税引前当期純利益は、特別損失として固定資産除却損を6,599千円計上した結果、416,095千円（前事業年度比19.0%増）、法人税等合計額として180,305千円を計上した結果、当期純利益は235,789千円（前事業年度比9.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比較して、5,211千円の増加となり、残高は1,529,957千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益を416,095千円、減価償却費を181,922千円、株式報酬費用を19,858千円計上したこと、さらに、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更に伴う信託スキームの変更などで外国為替取引評価勘定（流動資産）を72,182千円計上したこと、未払金が12,175千円増加し、前払費用が26,443千円増加したこと、また、短期差入保証金40,000千円の回収、法人税等の支払いとして135,525千円支出したことなどが影響し、515,827千円の増加（前事業年度は567,934千円の増加）となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の担保差入による200,000千円の支出、有形固定資産の取得による118,336千円の支出と無形固定資産の取得による261,136千円の支出などにより、585,145千円

の減少（前事業年度は185,915千円の減少）となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れの実施により3,000,000千円増加したものの、そのうち2,700,000千円を返済したことによる支出、また、長期借入金の返済による40,000千円の支出、配当金の支払いによる89,253千円の支出、さらには、自己株式の取得による97,350千円の支出などにより、74,240千円の増加（前事業年度は160,600千円の増加）となりました。

2 【業務の状況】

(1) 顧客口座数

前事業年度末、当事業年度末における顧客口座数は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成23年3月31日)		当事業年度末 (平成24年3月31日)	
	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)
外国為替取引口座(個人)	32,703	162.5	41,604	127.2
外国為替取引口座(法人)	628	123.9	724	115.3
合計	33,331	161.5	42,328	127.0

(注) 顧客口座数は各期末時点の累計口座数で表示しております。

(2) 顧客預り勘定残高

前事業年度末、当事業年度末における顧客預り勘定残高は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成23年3月31日)		当事業年度末 (平成24年3月31日)	
	残高 (千円)	前期末比 (%)	残高 (千円)	前期末比 (%)
顧客預り勘定残高	18,715,556	168.4	27,043,140	144.5

(3) 通貨別取引高

前事業年度、当事業年度における実績を取引通貨別に示すと次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	売買金額	前期比 (%)	売買金額	前期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	5,189.67	142.1	4,594.87	88.5
ユーロ/円 (百万ユーロ)	3,338.11	221.8	3,828.30	114.7
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	116.08	119.7	661.34	569.7
豪ドル/円 (百万豪ドル)	9,090.99	204.6	14,695.70	161.7
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	1,262.16	258.8	2,028.41	160.7
英ポンド/円 (百万英ポンド)	1,905.41	136.0	1,554.14	81.6
香港ドル/円 (百万香港ドル)	532.36	197.4	208.95	39.2
南アフリカランド/円 (百万南アフリカランド)	3,509.91	146.9	2,365.25	67.4
カナダドル/円 (百万カナダドル)	899.25	459.7	949.72	105.6
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	37.83	97.5	295.55	781.3
ニュージーランドドル/米ドル (百万ニュージーランドドル)	8.34	53.8	61.09	732.5

(注) 1 上記金額は顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

2 売買金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、外国為替証拠金取引事業における収益の比率が極めて高く、収益面において少なからず外国為替相場の環境に左右される可能性があります。当社は外国為替相場や市況の好不況にかかわらず安定的に収益を計上するため、既存の事業を一層拡充することに加えて外国為替証拠金取引を通じた収益源の多様化やブランド力の向上を実現していくことが課題であると認識しております。会社の経営戦略を早期かつ確実に実現していくため、今後の対処すべき課題として、既に記述してきた内容および次に掲げる内容の施策に取り組んでいく方針であります。

(1) 同業他社との競争激化について

現在、FX業界では手数料無料化、スプレッドの極小化競争、過度なキャンペーン展開など、各FX会社同士の体力勝負というべきコスト競争が展開されております。特にレバレッジ規制(上限25倍)および、いわゆるFX税制の改正以降、アフィリエイト広告などを利用した新規顧客獲得のための費用の高騰も見受けられるなど、その状況は顕著に表れていると感じております。そのような中、当社は、「トラップリピートイフダン(R)」に代表される特許を取得した注文発注手法などで、同業他社が行っている競争からは一線を画したサービスを中心に展開し、新規顧客獲得のための費用を抑制しながら、顧客への投資教育の充実、顧客のニーズに応える態勢と質の高いサービス、具体的には、独自のカリキュラムを構築した経済・金融に関する情報提供を通じてリスク管理・トレード技術のレベルアップを目指す学べるプログラム『M2 JFXアカデミア』の提供などをもって、顧客満足度の充実による競争力の確保、向上に努めております。また、今後は、より一層のサービスの充実を図ることはもちろん、『M2 JFXアカデミア』の3部門(予測編・ポジショニング編・リスクマネジメント編)の講義内容を、より多くの顧客に学んでもらいたいと考えており、

同業他社にはない投資家育成と顧客への訴求、社会的価値向上、ブランディングなどを旨とし、同業他社との競争に打ち勝つため、独自の切り口で広く一般に訴求してまいりたいと考えております。

(2) 顧客基盤の拡大について

近年、当社の業績に大きく影響を与えたサブプライムショック、リーマンショックの後、当社の顧客預り資産残高はピーク時の約250億円（平成19年8月）から一時は約123億円（平成21年5月）まで大きく減少する局面もありましたが、創業当時から展開してきた富裕層や資産運用層をメインターゲットとする戦略から、マスに向けての顧客裾野の拡大を強化し、積極的な広告宣伝・PR戦略、ブランディングの強化や売買単位の引き下げといった様々な施策を実行してきた結果、着実に顧客裾野の拡大に成功し、平成23年8月には創業以来最高の預り資産残高を更新、平成24年1月には300億円を突破し、当事業年度末日現在も27ヶ月連続して残高を更新中であります。今後の課題としては、さらに当社の認知率をアップさせ、当社が展開するFX取引サービスの浸透を図ることであり、その対策としては、従来から行ってきた積極的な広告宣伝・PR戦略、ブランディングの強化はもちろんのこと、これまでのB to C型のマーケティングから、SNSなどを利用したC to C型のマーケティング、デバイス端末などを利用した取引環境の整備などの重要度が増すと考えており、それらを通じての当社独自の商品価値をさらに訴求してまいりたいと考えております。

(3) 法人顧客の獲得について

顧客基盤の拡大の中で、収益の拡大をさらに強めるためには、実需で外国為替取引を行う事業法人の獲得を重点的に行う必要があると考えております。現在も中小法人顧客のヘッジ目的の為替取引から運用まで幅広く提供しており、年々、法人口座数も増加しておりますが、まだまだ事業法人が実需や運用目的で外国為替証拠金取引を利用できること自体が世間に認知されていない現状があります。今後は、法人の顧客のさらなる開拓と大手法人等を含めた多様なニーズに合致した短期のヘッジ手段として活用できる商品の開発・付加などを行って拡大してまいりたいと考えております。

(4) ブランド力の向上

一連のFX業界への規制導入（ロスカットルールの整備、顧客区分管理信託の義務付け、証拠金規制）、さらには、いわゆるFX税制の改正によって、FX業界は店頭FX取引と取引所FX取引との差別的要因も解消されつつあり、FX業界各社が顧客に条件面を全面的に押し出している訴求が難しくなってきた感があります。そのため、今後は、顧客がFX会社を選定する視点もより厳しくなると考えられ、各FX会社の特徴、サービス、利便性などを前面に押し出しているブランディングが非常に重要になってくると考えております。当社は、創業以来、低レバレッジでのFX取引を提言し、「M2」プレミアム」「M2」ダイレクト」の両コースを統合した「M2」FX」を用いてのマスに向けたPR戦略、富裕層や資産運用層を中心として組み立てたサービスの提供、投資教育、独自の注文発注手法の開発・提供など、同業他社とは一線を画した戦略で、一定のブランディングを実現してまいりました。顧客基盤の拡大と同様に、引き続き、積極的な広告宣伝・PR戦略と各種キャンペーンの充実、IRと広報戦略を絡めながら、同業他社との徹底した差別化を前端的に打ち出し、さらに、資産運用としてのFX取引サービスを提供する「M2」ブランドの強化を図ってまいりたいと考えております。

(5) 収益源の多様化について

当社の営業収益の内訳は、外国為替証拠金取引事業にかかる収益がほぼ100%であり、外国為替市場や株式市場などの相場動向、市場流動性などのマーケット環境、そして、国内外の経済環境などに大きく左右されてしまうため、その影響を最小限に抑えることが課題であります。国内市場においては、外国為替相場の

動向に業績が左右される現状が存在いたしますが、「リピートイフダン(R)」や「トラップリピートイフダン(R)」、「ダブルリピートイフダン(R)」といった当社独自の注文発注手法に加え、平成24年3月にリリースした「せま割20」といった過去に例を見ないほどの低ボラティリティ相場などであっても収益獲得機会の一助となる手法や、当社自身が創業当時から展開してきている「資産運用としての外国為替証拠金取引」サービスといった独自のノウハウなどをもって、安定的に収益を拡大してまいります。海外市場に関しては、昨年に在外子会社を設立いたしました。今後の収益源の多様化の一環として機能することができるよう、早期の基盤確立を実践してまいりたいと考えております。

また、国内外ともに当社の保有するリソースを活用できるアライアンスもしくは業務提携等の案件があれば、積極的に取り組み、総合的に収益源の多様化に努めてまいりたいと考えております。

(6) 優秀な人材の育成と充実

顧客に対して適切に資産運用としてのサービスを提供するためには、何よりも正しい金融モラルを持ち、高い金融リテラシーを備えた優秀な人材の確保と、その継続的な育成が極めて重要であると考えております。人材確保には、少数精鋭の組織構成の特徴上、即戦力と判断できる人員の中途採用と、将来、当社の中心となって業務に従事すると見込んだ新卒学生の採用とをバランスよく実施し、当社の企業理念に則した研修と実務を中心とした人材の育成を図っております。また、資産運用の観点から考えると、広く金融分野に精通して、全方位的な人格形成も備わっていないと考えるべきと考えております。今後も、中長期的な経営目標を達成していくためには、人材の育成と社員教育の強化、またそれに応える人事制度の確立に取り組んでまいります。

(7) コンプライアンス態勢の確立について

外国為替証拠金取引は、証拠金規制により最大レバレッジ25倍までの金融商品となりましたが、それでもハイリスク・ハイリターン型の金融商品であることには変わらず、金融商品取引法や金融商品販売法、それらに関連する各種法令などを順守し、高度なコンプライアンス態勢を確立し徹底することが、当社の会社運営上重要な事項の一つであると認識しております。

今後も顧客が安心して当社と取引ができるよう、継続的に正しい商品知識と適正な投資勧誘方法などの習熟を図り、法令順守の徹底と信頼性の確保、維持、向上に努め、より一層のコンプライアンス態勢の確立を目指し、社会的信用の高い企業として整備してまいります。

(8) 外国為替取引システムにおける課題について

取引システムにおける安定性・高速性に対する要求は、近年ますます緊急性を強めており、高速なシステムを安定的に稼働させることは当社においても非常に重要な課題であると認識しております。当社の取引システムにおいては、顧客数・取引量の増加に応じて、継続してシステムの強化・改良を図っております。平成23年8月には、ディーリングシステムのリプレースを中心とした全般的なシステム更改を行い、通信回線・サーバ環境などのインフラ的な増強により、処理速度の高速化を図っております。また、東日本大震災が発生する以前よりBCP（事業継続計画）の策定を行い、災害時にも継続して業務を展開できるよう態勢を整えてまいりましたが、震災の影響や今後新たに想定されるリスク要因や事項などを鑑みて、より一層システム堅牢性を希求してまいりたいと考えております。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、事業運営および財政状態、その他に関する事項などは、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性がありますと考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は以下のリスクおよび本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末日現在における当社の判断に基づいており、全てのリスク要因を正確に網羅するものではなく、また、将来の事項については不確実性を有しております。

(1) 当社の事業構造にかかるリスクについて

当社の収益構造と外国為替市場の変動について

当社は外国為替証拠金取引を中心とした事業を展開しており、主な収益は、顧客と当社との取引成立の際に顧客の売買単位に応じて徴収する取引手数料、顧客の売り注文と買い注文をマッチングさせることにより発生する収益および当社が顧客との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引として行った成立レートの差額（これらを総称して当社ではディーリング収益と呼んでおります）、スワップ授受に伴う差額等で構成されています。取引手数料およびディーリング収益については顧客の売買回数や売買単位の増加によって当社の収益機会も増加し、スワップ授受に伴う差額の収益については、顧客全体の建玉数の増加によって当社の収益機会が拡大することとなります。そのため、外国為替市場においてある程度ボラティリティが高まった方が顧客による売買が活発になり収益機会が増加することになります。一方で、外国為替市場のボラティリティが低い時期（いわゆるレンジ相場）が続いた場合でも、当社が独自に開発した注文発注手法である「トラップトレード(R)」や「リピートイフダン(R)」、「トラップリピートイフダン(R)」、「ダブルリピートイフダン(R)」などを提供することにより、顧客に外国為替証拠金取引による収益獲得機会を提供して、当社自身も取引手数料などの収益獲得機会を確保することができるなど、外国為替市場の相場変動に大きく左右されないよう経営努力を行っております。しかし、過去にも経験した急激な円高時などに見受けられる想定以上の相場変動によって顧客の資産が大きく毀損し、預り資産残高や顧客全体の建玉数が減少した場合、あるいは、レンジ相場であってもリーマンショック後のように投資マインドが大きく低下してしまっている時や平成23年後半から平成24年の年初に見られたような、想定以上にボラティリティが低すぎるレンジ相場である時は、「トラップトレード(R)」、「リピートイフダン(R)」、「トラップリピートイフダン(R)」あるいは「ダブルリピートイフダン(R)」などの注文発注手法を利用したとしても約定機会が減少し、当社が想定する以上に取引高の低迷、さらには、複合的な要因の結果として預り資産残高の減少や建玉数の減少につながる可能性もあり、その際は、当社の業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引業務の信用リスクについて

当社は外国為替証拠金取引を行う顧客のポジション管理を行い、顧客の口座を毎営業日1分毎に値洗いしております。当社は決済時に顧客の資産が不足しないように自動ロスカットにおける証拠金維持率などを定めておりますが、近年における度重なる急激な外国為替市場の相場変動などにより、顧客が証拠金の不足分を支払うことができない状況などが発生した場合、当社は顧客に対する債権の全部または一部について貸倒れの損失を負う可能性があり、当社の業績および財政状態などに重大な影響を与える可能性があります。

株式会社三井住友銀行との契約について

当社は顧客の資産保全のため、住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社、以下、「三井住友信託銀行」といいます。）と「顧客区分管理信託契約書」を締結しておりましたが、第2四半期会計期間において顧客資産の保全先を野村信託銀行株式会社（以下、「野村信託銀行」といいます。）に変更し、さらには第3四半期会計期間において野村信託銀行から三井住友銀行へと変更し、三井住友銀行と「顧客区分管理信託契約書」を締結しております。この契約等は現在の当社が提供する外国為替証拠金取引サービスに関するものであります。本契約については、今後、内容の変更、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、または、三井住友銀行の業務に何らかの支障が生じたことなどにより、当社が提供している信託保全スキームなどを行うことが困難になった場合などには、当社の業務および業績などに影響を与える可能性があります。

カウンターパーティーについて

当社が提供する外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であり、当社はその相対取引により発生したポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティーに対しても相対取引を行っています。三井住友信託銀行との「顧客区分管理信託契約書」を締結していた時は、全てのカバー取引を三井住友信託銀行にて行うことで、資産と注文の流れを一元管理しておりましたが、野村信託銀行との契約以後は、国内外において財務基盤の盤石な複数の金融機関とカバー取引を行い、三井住友銀行との契約締結後はユービーエス・エイ・ジー銀行とFX取引におけるプライムブローカレッジサービス提供に関する契約を締結するなどして複数の金融機関とカバー取引を行っています。しかしながら、当該カウンターパーティーがシステム障害やその他の理由により機能不全などの状態に陥った場合、当社は顧客に対するポジションのリスクヘッジが実施できない可能性が発生する恐れがあり、当社の業務および業績などに影響を与える可能性があります。

(2) 当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて

外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて

ここ数年、金融庁による外国為替証拠金取引業界への規制強化が行われ、「区分管理方法の信託一本化」、「ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け」さらには「証拠金規制」が導入され、現在は証拠金率4%以上、最大レバレッジ25倍に設定しなければならないと定められております。これらの規制内容は、投資家保護を第一とした健全な市場形成のためであり、投機的ではなく、本来あるべき業界の発展に向けた取り組みであります。当社が顧客に提供している商品の証拠金率は、法規制の内容に則り「M2JFX」にて一律4%であり、これは同業他社においても同じ条件となります。その分、一昨年8月からの証拠金規制が始まったことで、業界各社とも商品スペックによる競争で顧客を訴求できにくくなった分、顧客へのサービス強化や唯一商品スペック競争が可能なスプレッドの極小化競争、または、CFD取引やバイナリーオプションといった代替商品の拡充などといった競争が本格化し、業界各社の顧客サービスの多様化が生まれている分、業界の勢力図や今後の顧客動向がどのように変化するのか読み取ることは難しい側面があります。そのため、時間の経過とともに顧客へのサービス面ではアドバンテージがあると言われてきた当社の優位性も薄らいでくる可能性も否めないため、現状において当社が提供している顧客サービスの内容に満足することなく、さらにブラッシュアップを行い、昨年リリースした「ダブルリピートイフダン(R)」に次ぐ新たな注文発注手法の開発、タブレット端末などのデバイスツールを利用した取引ツールのさらなる利便性強化など、顧客が潜在的に望んでいる一歩先のサービスを当社から提案できるような態勢充実に努めております。しかし、当社の計画がスケジュールどおりに進まなかった場合やさらなる環境の変化、顧客ニーズとのギャップの発生などによっては、当社の業績および財政状態などに重大な影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引における競争激化について

外国為替証拠金取引業界は、昨年8月に実施された証拠金率4%以上、最大レバレッジ25倍の証拠金規制以降、顧客サービスの充実によるサービス合戦以上に、アフィリエイト広告を用いることなどに代表される新規顧客獲得のための費用の高騰が見受けられます。また、取引所取引である「くりっく365」や「大証FX」においても、営業方針面での優位性は残りますが、店頭FX取引にとっては取引所FX取引と比べて不公平が否めなかった税制の問題が平成24年1月より改正され、業界各社とも新規顧客の獲得費用の高騰を受け入れざるをえない状況を認識しつつ、それとともに既存顧客へのサービスをいかに向上させるかという創意工夫が求められる競争ステージへと突入しております。そのような中、当社は「トラップリピートイフダン(R)」に代表される特許を取得した当社独自の注文発注手法などで、同業他社とは一線を画したサービスを中心に訴求し、顧客獲得費用を抑制しながら、顧客へのニーズに応える態勢と質の高いサービスと利便性の提供をもって、顧客満足度の充実による競争力の確保、向上に努めております。しかしながら、証拠金規制導入後も大資本を用いた新規参入業者の出現、または、外国為替証拠金取引を初めてスタートする顧客から見て、商品性での差別化が理解されにくくなることなどによる既存のFX会社との競争が、当社が想定している以上に激化した場合、あるいは、当社の差別化戦略が有効に機能せず、想定以上に費用が高騰するような状況が発生する場合には、当社の業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業体制にかかるリスクについて

人員および組織体制について

当社の役職員数は、当事業年度末日現在において、役員9名、従業員67名（従業員兼務役員は除く）という人員構成であります。事業規模の拡大にはシステム化が可能な部分はシステム化を推進することで、少数精鋭でも高い収益力を確保できる組織体制の構築に努めており、また、当事業年度より年間を通じた新卒採用や中途採用を強化して、継続的に優秀な人材の確保が実現できるよう努めております。今後に関しては、少数精鋭の人員構成に沿った人員補強を図るとともに、社員教育、研修制度などを充実させ、引き続き優秀な従業員の定着率向上に努めてまいります。しかしながら、優秀な人材の確保が適時かつ十分に行えない場合や、現在社内にいる優秀な人材が大量に外部流出した場合などには、当社の内部管理体制や業務執行において人的にも組織的にも十分な対応が困難となる可能性があり、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

コンピューターシステムなどの障害について

当社の取引システムは、インターネットを経由した注文の受発注、ポートフォリオ管理、情報提供などを司る顧客向けフロントシステム、マーケットとの取引などを司るミドルシステムおよび法定帳簿の記帳や取引報告書出力など取引決済データ処理などを司る勘定帳票系バックシステムなどから構成されています。顧客からの取引注文の大部分はインターネットを通じて受注し、一連のコンピュータ処理システムへの接続を通じて取引を執行しております。そのため、外国為替相場が急激に変動するような局面でも、これら一連のシステムが常に安定的に稼働し、顧客に平時と変わらず取引可能な環境を提供し続けることが、経営上の最重要課題の一つであると認識しており、当社では今までも安定的な稼働を提供してきた実績をふまえ、さらなるサービスレベルの維持向上に取り組んでおります。

しかし、これら一連のシステムに動作不良や人為的ミス、想定以上に急激なアクセス数の増加による通信回線の障害、事故および外部からの不正な侵入などの犯罪などにより障害が発生し機能不全に陥った場合などには、顧客からの取引注文の受付、執行が行えなくなる可能性があり、当社への信用力の低下や損害賠償請求などにより、当社の業績などに支障が生じる恐れがあります。また、昨年に発生した東日本大震災のように、自然災害に起因して業務に影響をきたすリスクは常に顕在化と隣り合わせにある可能性が考えられます。

従前より当社は、地震などの災害時における現本社機能が停止状態に陥った時の備えなどのバックアップ体制の確立のため、非常用の電源供給などが可能であり、また、免震構造となっているテレコムセンタービル（東京都江東区）に分室である「M2」ベイスクエア」を設け、緊急時でも現本社機能と同等の環境が提供できる体制を整備しており、さらには、データベースのバージョンアップや回線の冗長化、通信回線の増強などインフラ環境充実をも図り、アクセス数の急激な増加や取引注文が大量に集中することによる顧客との取引の処理が適切に行えないなどのシステム障害が発生しないよう、先行したシステム投資などを計画的に行っております。しかしながら、当社の想像を絶するような災害やテロなどの人災、もしくは、当社の想定をはるかに上回るようなアクセス数や取引注文の集中などが発生した場合などには、当社の風評、業績および財政状態などだけではなく、全業務に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社に関連する法的規制などがもたらすリスクについて

金融商品取引法について

・登録制にかかるリスク

当社は、金融商品取引業を営むため、金融商品取引法第29条に基づく登録を受けております。また、当社は、金融商品取引法、関連政令、府令などの諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項および第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消が命じられることがあります。当社は社内体制の整備などを行い法令順守の徹底を図り、現時点では取消事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来何らかの理由により登録の取消あるいは監督当局から行政指導などを受けることになった場合、当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

・自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられています。自己資本規制比率とは、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率をいい、毎月末および内閣府令で定める場合に算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています（金融商品取引法第46条の6第1項）。また、金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならない（同法第46条の6第2項）とも定められています。内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営または財産の状況に関し、公益または投資者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営または財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる（同法第51条）、自己資本規制比率が100%を下回るときであって、公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができ（同法第53条第2項）、さらに、業務停止の日から3ヶ月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第29条の登録を取り消すことができる（同法第53条第3項）とされています。また、金融商品取引業者は、毎年3月、6月、9月および12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1ヶ月を経過した日から3ヶ月間、すべての営業所または事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（同法第46条の6第3項）ともされています。なお、当社における直近（平成24年3月）の自己資本規制比率は約460%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っております。ただし、本項目で記載されている要件に抵触した場合には業務の停止命令などの行政処分を受ける可能性があり、当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

ます。

・ 顧客資産の区分管理について

金融商品取引法では、金融商品取引業者などは、その行うデリバティブ取引などに関し、顧客から預託を受けた金銭または有価証券その他の保証金または有価証券については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区別して管理しなければならない旨が定められております（金融商品取引法第43条の3第1項）。当社は、外国為替取引における顧客からの預り資産（外貨資産、スワップも含む）について、提携先金融機関を通じて独自の区分管理を行い、顧客資産を保全できる体制を整えております（名称：トラスト アカウント プロテクション(R)）。当社の「トラスト アカウント プロテクション(R)」は、高い透明性をもって、証拠金および為替損益を顧客区分管理信託口座で区分保管しております。当社は、毎営業日に当社のシステムにより時価残高（有効証拠金）の額を評価替えし、時価残高の総額以上の金銭が顧客区分管理信託口座に分別されていることを確認して、時価残高の保全を図っております。しかしながら、当社も予見できないようなトラブルの発生やシステム障害などにより時価残高の総額が正しく算定できなかった場合、または、当社の対応が適切でない場合など、顧客区分管理信託口座で区分管理された金銭が時価残高の総額に不足した場合には、顧客の時価残高の一部が返還されない恐れがあります。そのような事態が起こった場合、当社は著しく信用を損う恐れが想定され、当社の事業、風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

・ 適合性の原則、取引開始基準などについて

金融商品取引業者などは、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています（金融商品取引法第40条）。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなり、または欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、または投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること

当社は、金融商品取引の受託などを行うにあたっては、顧客の実情に適合した取引を行うため、社内規程などにて取引開始基準などを定め、この基準に適合した顧客と取引を行うように努めておりますが、当社における不備などにより上記事項に該当するような顧客と取引を行い、行政当局などから処分などを受けた場合は、当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

・ その他の禁止行為について

金融商品取引法第38条では、勧誘の要請をしていない顧客に対し業者が訪問または電話による勧誘を行うこと（いわゆる「不招請勧誘」）や、契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対して勧誘をすること、あるいは、断定的判断を提供して顧客を勧誘することなどの禁止行為が定められております。特に、不招請勧誘の禁止については、顧客が電話や個別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展したことに鑑み、投資家保護及び取引業者が適正な勧誘を履行するために設けられている法規制であります。当社は創業時より不招請勧誘の禁止を意識し、社員教育を徹底し、法令遵守に基づいた営業展開を行っております。しかし、社員教育の徹底が疎かになり金融商品取引法第38条に抵触する行為が行われ、行政当局より処分などが行われた場合、当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律について

当社では、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与およびマネー・ロンダリングなどの利用防止を目的として制定された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき所定の本人確認

書類などを顧客から徴収して本人確認を実施するとともに、本人確認記録および取引記録を保存しております。しかし、当社の業務方法が同法に適合していないという事態、もしくは、今後より厳しい本人確認の実施を求める法令改正などが行われたりした場合、当社の取引口座の開設その他業務に影響を与え、当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

個人情報保護に関する法律について

当社は、「個人情報保護に関する法律」の遵守を重要な経営課題と位置づけて取り組んでおります。当社においては平成19年7月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程を整備の上、役員および従業員への啓蒙・教育活動の実施に取り組んでおります。また、当社がその顧客の個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合であっても、外部委託先に対して秘密保持義務を課すなど、その保護・管理には細心の注意を払っております。しかしながら、不測の事態によって個人情報の外部漏洩が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求などにより当社の風評、業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

各種法的規制の変更について

当社は、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、信託法、金融商品取引業等に関する内閣府令、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報保護に関する法律などに加え、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、消費者契約法、一般社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則などの各種法令などに従って業務を遂行しております。しかし、昨今改正が行われた金融商品取引業等に関する内閣府令や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針にもあるとおり、金融商品取引などに関連する法的規制は、今後も、投資家保護等に則った内容へと変更される可能性があります。当社は、監督官庁や業界団体などとも日頃から一定のコミュニケーションを用いて正確な情報収集に努め、将来的に当社業務に関係する各種法令などや実務慣行、解釈などの新設や変更などがあった場合には、当社の各種業務や財務方針、または、当社の顧客の取引動向などに関係し、迅速に対応するように努めてまいります。その内容などによっては、当社の業績および財政状態などに影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等について

本有価証券報告書提出日現在、当社を含む2名の法人および個人を被告として、総額395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、原告である複数の投資事業組合が当社との間で外国為替証拠金取引を行っていた訴訟外の米国法人に対して、運用委託金として預託した金銭が、昨今におけるマーケット情勢の影響などにより、元本を毀損するような運用成績に陥ったため、元本欠損額に弁護士費用などを加えた金額を損害賠償として求めています。これに対して当社は、当社と原告である全ての投資事業組合の間には直接の契約関係は存在しておらず、今回の訴訟の提起にかかる原告らの主張は全く根拠のないものであると確信しており、当社が損害賠償責任を負う理由は全くないと考えております。そのため、当社としては、当社の正当性を主張して争っております。

訴訟等については現在進行中ですが、その結果いかんによっては、当社の風評に重大な影響を与え、業績および財政状態などにも影響を与える可能性があります。

(6) 新株予約権（ストック・オプション）について

当事業年度末日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式総数は8,286株であり、これら新株予約権が全て行使された場合、行使前発行済株式総数54,591株の15.2%に当たります。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。また、ストック・オプションなどを付与する場合は費用計上が義務付けられているため、今後、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストック・オプションなどの付与を行った際は、当社の業績などに影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 顧客区分管理信託契約

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
顧客区分管理信託 契約書	<p>委託者：株式会社マネースクウェア・ジャパン</p> <p>受託者：株式会社三井住友銀行</p> <p>受益者代理人（甲）：当社役職員（内部管理担当役員） 1</p> <p>受益者代理人（乙）：弁護士 2</p> <p>受益権：第一受益権、第二受益権（優先第二受益権及び劣後第二受益権）、第三受益権からなる</p> <p>第一受益権に係る受益者：委託者</p> <p>優先第二受益権に係る受益者：保証金を委託者に預託している者</p> <p>劣後第二受益権に係る受益者：委託者</p> <p>第三受益権に係る受益者：委託者</p> <p>契約内容：金融商品取引法第43条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の規定に従う、顧客資産の区分管理</p>	<p>平成23年11月28日より 平成24年10月31日まで の期間</p> <p>但し上記期間は、期間満了日の1ヶ月前までに委託者が受益者代理人（乙）の承諾を得て、受託者に対し、他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として本件信託契約の期間を延長しない旨を書面より申し出た場合であって受託者が相当と認めて承諾した場合を除き、本件信託契約の期間はさらに1年間延長され、爾後これに準ずるものとする。</p>

- 1 契約上特定の役職員との契約となっております。
- 2 契約上特定の弁護士との契約となっております。

(2) カバー取引業務関連契約

相手方の名称	国名及び所在地	契約品目	契約内容	契約期間
ユービーエス・エイ・ジー銀行	Zurich, Switzerland	外国為替取引	F X取引におけるプライムブローカレッジサービス提供に関する契約	平成23年12月5日から制限なし
株式会社三井住友銀行	日本 東京都	外国為替先物取引	外国為替先物取引約定書	平成23年10月19日から制限なし

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値および報告期間における収益・費用の報告数値の与える見積り・予測を必要としております。当社は、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り・予測の評価を実施しております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績の分析は以下のとおりです。

営業収益

当事業年度中に何度か日本政府・日銀による円売り介入が実施されたことでボラティリティが高まる場面もありましたが、総じて円高傾向、また、当社が特許を取得している代表的な自動発注機能「トラップリピートイフダン(R)」を用いても苦戦を強いられるほど低ボラティリティな相場環境ではありましたが、預り資産残高や顧客口座数などの収益基盤は堅調に拡大し、さらには、新たな自動発注機能として「ダブルリピートイフダン(R)」をリリース、そして「トラップリピートイフダン(R)」を進化させた「せま割20」などを年度後半に矢継ぎ早にリリースするなどして、FX業界全体がレバレッジ規制の影響などで苦戦を強いられ続けている環境下でも、当社は順調な業績の拡大を実現できた結果、営業収益は2,623,253千円（前事業年度比26.3%増）となりました。

営業費用、営業利益

営業費用に関しては、第1四半期での自粛期間の後、第2四半期以降で「M2JFX」のリリース、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更やカバー取引先金融機関の変更・追加などに伴うシステムの大幅リニューアルに係る必要コストの計上やそれに伴っての償却負担の増加、第2弾のレバレッジ規制とFX税制改正のスタートを前後して強化した広告宣伝・PR活動などの戦略的な費用を計上したことなどによって2,191,155千円（前事業年度比31.9%増）となり、営業利益は432,097千円（前事業年度比3.6%増）となりました。

営業外損益、経常利益

営業外収益は、受取利息の計上などにより2,518千円、営業外費用は支払利息の計上などにより11,921千円となった結果、経常利益は422,695千円（前事業年度比16.5%増）となりました。

特別損益、税引前当期純利益、法人税等合計額、当期純利益

税引前当期純利益は、特別損失として固定資産除却損を6,599千円計上した結果、416,095千円（前事業年度比19.0%増）となりました。そして、法人税等合計額として180,305千円を計上した結果、当期純利益は235,789千円（前事業年度比9.6%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末における資産・負債等の状況は以下のとおりであります。

流動資産

当事業年度末における流動資産残高は、30,398,718千円（前事業年度末は21,877,632千円）となり、8,521,085千円増加いたしました。これは、現金及び預金が103,437千円、分別管理信託が8,361,722千円、前払費用が26,443千円増加したこと、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更に伴う信託スキームの変更

などで外国為替取引評価勘定（流動資産）を72,182千円計上したことが主な要因であります。

固定資産

当事業年度末における固定資産残高は、739,526千円（前事業年度末は550,828千円）となり、188,697千円増加いたしました。これは、有形固定資産が203,464千円から227,533千円へと24,068千円、無形固定資産が269,873千円から430,940千円へと161,067千円、投資その他の資産が77,490千円から81,051千円へと3,561千円増加したこと等によるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債残高は、27,742,696千円（前事業年度末は19,058,283千円）となり、8,684,412千円増加いたしました。これは主に、流動負債のうち未払法人税等が44,721千円、顧客預り勘定が8,327,583千円増加したこと、また、当事業年度において総額3,000,000千円の短期借入れを実施しましたが、そのうち2,700,000千円分を既に返済しているため、当事業年度末現在、差引き300,000千円が残高として計上されていることが主な要因であります。

固定負債

当事業年度末における固定負債残高は、186,657千円（前事業年度末は230,310千円）となり、43,653千円減少いたしました。これは、前事業年度に設備投資などへの資金使途として借入れた長期借入金200,000千円のうち、40,000千円を返済したこと、また、繰延税金負債が4,447千円減少したこと等によるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産額合計は、3,208,891千円（前事業年度末は3,139,866千円）となり、69,024千円増加いたしました。これは主に、配当金の支払いが89,256千円ありましたが、当期純利益を235,789千円計上したことにより利益剰余金が146,533千円増加したこと、さらに、自己株式の取得を実施したことによる97,116千円の減少と新株予約権が19,607千円増加したことによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度の1,524,746千円から当事業年度の1,529,957千円と5,211千円増加いたしました。これは、税引前当期純利益を416,095千円、減価償却費を181,922千円、株式報酬費用を19,858千円計上したこと、さらに、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更に伴う信託スキームの変更などで外国為替取引評価勘定（流動資産）を72,182千円計上したこと、未払金が12,175千円増加し、前払費用が26,443千円増加したこと、短期差入保証金40,000千円の回収、法人税等の支払いとして135,525千円支出したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローが515,827千円の増加（前事業年度は567,934千円の増加）となったこと、さらに、定期預金の担保差入による200,000千円の支出、有形固定資産の取得による118,336千円の支出と無形固定資産の取得による261,136千円の支出などにより、投資活動によるキャッシュ・フローが585,145千円の減少（前事業年度は185,915千円の減少）となったこと、また、短期借入れの実施により3,000,000千円増加したものの、そのうち2,700,000千円を返済したことによる支出、また、長期借入金の返済による40,000千円の支出、配当金の支払いによる89,253千円の支出、さらには、自己株式の取得による97,350千円の支出等により、財務活動によるキャッシュ・フローが74,240千円の増加（前事業年度は160,600千円の増加）となったこと等によります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、外国為替市場や株式市場などの相場動向や市場流動性などのマーケット環境、ならびに、国内外の経済環境などに大きく左右され、これらの複合的な影響などについて正確な予測を行うことは

非常に困難であり、また、当事業年度に見られたとおり、近年、外国為替市場におけるボラティリティの低下が顕著に見受けられる状況でもあるため、近視眼的ではなく中長期的な視点で顧客基盤の拡大に努めることで、安定的かつ長期的に収益の拡大が実現でき、その結果として企業価値を高め、飛躍・成長につながることをできると考えております。

また、今後の方針についても、

- 1．FX業界のリーディングカンパニーを目指す
- 2．安心・信頼できる取引環境の提供
- 3．FX取引の『新たな価値』の提供
- 4．投資教育の充実化
- 5．株主増加計画

と、従来からの当社の基本方針である「マネーゲームではない資産運用としてのFX取引」を浸透させるため、あらゆる投資家層において十二分に満足していただける投資環境の構築と商品群の開発を実現していく考えであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度については、「M2JFX」のリリース、顧客区分管理信託の受託先信託銀行の変更やカバー取引先金融機関の変更・追加などに伴うシステムの大幅リニューアルなどを行った結果、374,389千円の設備投資を実施いたしました。

なお、所要資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

2 【主要な設備の状況】

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取引及びその 関連事業等	本社機能等	28,512	13,438		870	42,821	31
M2J ベイスクエア (東京都江東区)	外国為替 証拠金取引及びその 関連事業等	サーバー オンライン 取引システム等	89,680	95,901	350,145		535,728	36

(注) 1 上記のほか、当社は本社事務所及びM2Jベイスクエア(分室)を賃借しており、年間賃借料は79,118千円です。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取引お よびその関 連事業等	ハードウェア(新取引 システム通信機器、デー タベース増設、PC購入 他)	214,200		自己資金	平成24年 4月	平成24年 12月	
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取引お よびその関 連事業等	ソフトウェア(新取引 システム関連、CRM バージョンアップ、ス マートフォン対応等)	309,885	56,000	自己資金	平成23年 8月	平成25年 3月	
M2Jベイスクエア (東京都江東区)	外国為替 証拠金取引お よびその関 連事業等	ハードウェア(投資教 育設備関連)	1,550		自己資金	平成24年 4月	平成24年 4月	

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	203,615
計	203,615

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,591	54,591	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は、単元株制度は 採用していません。
計	54,591	54,591		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

第5回新株予約権

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,700	5,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 6	普通株式 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,700	5,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 権利行使請求期間の最終日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日に最終日を繰り上げる。
 4 新株予約権の行使条件（払込価額及び行使期間を除く）
 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約により定める。
 5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件なし
 6 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第7回新株予約権

（平成20年6月27日開催の定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	937	937
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)7	普通株式(注)7
新株予約権の目的となる株式の数(株)	937	937
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,310	65,310
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日から平成30年6月26日まで	平成22年8月6日から平成30年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,310 資本組入額 32,655	発行価格 65,310 資本組入額 32,655
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
- 4 新株予約権の行使の条件
 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 新株予約権の相続はこれを認めない。
 その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社
- 7 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第8回新株予約権

（平成22年6月25日開催の定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,299	1,299
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,299	1,299
新株予約権の行使時の払込金額（円）	37,750	37,750
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成32年6月24日まで	平成25年3月31日から 平成32年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 37,750 資本組入額 18,875	発行価格 37,750 資本組入額 18,875
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 7 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第9回新株予約権

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	350	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350	350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成23年6月23日から 平成53年6月22日まで	平成23年6月23日から 平成53年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1円 資本組入額 1円	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡する ことはできない。	本新株予約権を他に譲渡する ことはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 2	(注) 2

(注) 1 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権の割当日から1年が経過する日までは本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず平成52年6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年8月9日 (注1)	600	37,271	9,000	536,835	9,000	441,835
平成19年8月9日 (注2)	400	37,671	6,000	542,835	6,000	447,835
平成19年8月9日 (注3)	1,800	39,471	27,000	569,835	27,000	474,835
平成19年8月9日 (注4)	80	39,551	1,200	571,035	1,200	476,035
平成19年8月9日 (注5)	180	39,731	2,700	573,735	2,700	478,735
平成19年8月9日 (注6)	30	39,761	600	574,335	600	479,335
平成19年8月9日 (注7)	8,500	48,261	233,750	808,085	233,750	713,085
平成19年10月24日 (注8)	4,000	52,261	306,900	1,114,985	306,900	1,019,985
平成19年11月27日 (注9)	1,200	53,461	92,070	1,207,055	92,070	1,112,055
平成20年3月3日 (注10)	900	54,361	13,500	1,220,555	13,500	1,125,555
平成20年3月3日 (注11)	100	54,461	1,500	1,222,055	1,500	1,127,055
平成20年3月3日 (注12)	130	54,591	1,950	1,224,005	1,950	1,129,005

- (注) 1 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 2 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 3 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 4 第2回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 5 第3回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 6 第4回新株予約権の権利行使
権利行使価格 40,000円、資本組入額 20,000円
- 7 第6回新株予約権の権利行使
発行価格 55,000円、資本組入額 27,500円
- 8 有償一般募集(ブックビルディング方式)
発行価格 165,000円、引受価額 153,450円、資本組入額 76,725円
- 9 オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資
発行価格 153,450円、資本組入額 76,725円
割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社
- 10 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 11 第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 12 第2回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	14	37	5	1	2,086	2,145	
所有株式数(株)		738	1,136	5,736	3,185	19	43,777	54,591	
所有株式数の割合(%)		1.35	2.08	10.51	5.83	0.03	80.20	100	

(注) 1 自己株式7,053株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 久敏	東京都港区	9,630	17.64
相葉 斉	東京都港区	3,748	6.87
大塚 正男	東京都新宿区	2,300	4.21
ダイワ キャピタルマーケット シンガポール リミテッド(トラ ストアアカウント)	6 Shenton Way #26-08 DBS Building Tower Two Singapore 068809	1,696	3.11
渡邊 悟	埼玉県さいたま市南区	1,384	2.54
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	1,081	1.98
青木 仁志	東京都港区	1,028	1.88
小倉 啓満	東京都目黒区	1,000	1.83
有限会社啓尚企画	東京都目黒区碑文谷3-8-1	1,000	1.83
株式会社インテック	富山県富山市牛島新町5番5号	1,000	1.83
計		23,867	43.72

(注) 1 当社は、自己株式7,053株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合12.91%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」からは除外しております。

2 FROM EAST PTE.LTD.及びその共同保有者である東田真輝氏、FROM EASTアセットマネジメント株式会社及びFE Brothers LTD.から平成23年12月21日付、平成24年1月5日付、平成24年1月10日付、平成24年3月15日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)及びそれら複数回提出された大量保有報告書(変更報告書)を訂正するために複数回にわたって提出された訂正報告書により、平成24年3月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)及び訂正報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
FROM EAST PTE.LTD.	9 Battery Road #15-01 Straits Trading Building, Singapore 049910	1,736	3.18
東田 真輝	205 River Valley Road #10-64 UE Square, Singapore 238274	62	0.11

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,053		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,538	47,538	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	54,591		
総株主の議決権		47,538	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義による失念株式7株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同名義による失念株式に係る議決権の数7個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マネースクウェア・ジャパン	東京都中央区京橋二丁目 5番18号	7,053		7,053	12.91
計		7,053		7,053	12.91

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年12月2日臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する一部従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年12月2日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成17年12月2日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第6回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定めた付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の第6回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員56名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第7回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名、従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第8回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名、監査役4名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第9回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成24年6月28日第10回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月28日の第10回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成24年6月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,350株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成34年6月27日までとする
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 2 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権の相続はこれを認めない。
その他権利行使の条件は、平成24年6月28日開催の当社第10回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 3 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成24年6月28日第10回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月28日の第10回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

（平成24年6月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与）

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	800株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から30年間とする
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 上記の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず平成54年6月27日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

その他権利行使の条件は、平成24年6月28日開催の当社第10回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成23年4月14日)での決議状況 取得期間(平成23年4月15日~平成24年3月31日)	1,000	70,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	49	1,916
残存決議株式の総数及び価額の総額	951	68,084
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	95.1	97.3
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	95.1	97.3

(注) 平成23年12月13日開催の取締役会において上記取締役会にて決議した自己株式の取得については終了する旨の決議を行っております。

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成23年12月13日)での決議状況 取得期間(平成23年12月14日~平成24年3月31日)	3,000	210,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	2,000	95,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000	114,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	33.3	54.7
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	33.3	54.7

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成24年4月12日)での決議状況 取得期間(平成24年4月13日～平成25年3月31日)	2,000	140,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100	100

(注)「当期間における取得自己株式」については、平成24年5月31日現在の状況で記載しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	7,053		7,053	

(注)当期間における「保有自己株式数」については、平成24年5月31日現在の状況で記載しております。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な業績動向を考慮に入れながら、各期の業績に応じて配当金額を決定しております。また、自己株式の取得については当期も継続して実施し、中長期的に当社の株式を保有していただく株主の皆様に対する株主還元、財務の安定性、および、内部留保の確保などのバランスを考慮の上、年間配当性向25%程度を目標に、安定的な配当を目指しながら総合的に企業価値を向上させることを基本方針としております。

この剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針と考えておりますが、中間配当につきましては、その時々業績の進捗状況等を勘案して検討していく考えであります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当社が指標として考えている配当性向25%を基本と考えながらも株主還元の重視を第一に考え、1株当たり配当金1,800円、配当金総額85,568千円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備え、設備投資及び財務基盤安定のために充当していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第10期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成24年6月28日定時株主総会決議	85,568	1,800

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	300,000	113,000	27,600	53,400	55,100
最低(円)	62,500	18,070	14,100	17,500	35,600

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものではありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	46,650	46,900	48,750	48,600	54,000	50,700
最低(円)	40,500	45,000	45,300	45,600	45,000	46,600

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		相葉 斉	昭和38年11月11日	昭和62年4月 平成9年12月 平成11年9月 平成11年11月 平成13年6月 平成14年5月 平成14年10月 平成23年1月 平成23年6月 ㈱三菱銀行(現・㈱三菱東京UFJ銀行)入行 サンタンデール・セントラル・ヒスパノ銀行 入行 ダイワフューチャーズ㈱(現・ひまわりホールディングス㈱)入社 トレーダーズ証券㈱(現・トレーダーズホールディングス㈱)入社 同社 取締役 同社 専務取締役 当社設立 代表取締役副社長 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director 当社設立 代表取締役社長(現任)	注1	3,748
専務取締役	営業 本部長	芥田 俊彦	昭和19年12月14日	平成2年7月 平成7年6月 平成11年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年3月 平成17年6月 平成18年2月 平成21年6月 平成22年4月 平成23年1月 平成23年6月 大和証券㈱ 公開引受部長 同社 取締役 公開引受副本部長 大和証券SBキャピタルマーケット㈱ 常務執行役員 同社 監査役 つばさ証券㈱(現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)執行役員 UFJつばさ証券㈱(現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)常務執行役員 当社 監査役 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 常務取締役営業本部長 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director 当社 専務取締役営業本部長(現任)	注1	480
取締役		山本 久敏	昭和34年10月8日	昭和57年4月 平成11年1月 平成11年11月 平成12年4月 平成13年6月 平成14年10月 平成23年1月 平成23年6月 エース取引㈱入社 ダイワフューチャーズ㈱(現・ひまわりホールディングス㈱)入社 事業開発部長 トレーダーズ証券㈱(現・トレーダーズホールディングス㈱)入社 同社 代表取締役社長就任 イ・システム㈱ 代表取締役社長兼任 当社設立 代表取締役社長 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director (Chairman of the Board)(現任) President and Chief Executive Officer(現任) 当社 取締役(現任)	注1	9,630
取締役	営業 副本部長	藤森 昭彦	昭和33年5月29日	昭和57年4月 平成12年3月 平成15年1月 平成18年1月 平成20年6月 平成22年4月 エース取引㈱入社 トレーダーズ証券㈱(現・トレーダーズホールディングス㈱)入社 当社 入社 当社 総合企画部長 当社 取締役就任 当社 取締役営業副本部長(現任)	注1	153
取締役	業務管理 部長	渡邊 悟	昭和38年12月6日	昭和57年4月 平成13年9月 平成14年10月 平成17年11月 平成21年6月 平成23年1月 エース取引㈱入社 トウキョウフォレックストレーダーズ証券㈱(現・トレーダーズホールディングス㈱)入社 当社 入社 取締役 当社 業務管理部長(現任) 当社 取締役就任(現任) MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Chief Financial Officer(現任)	注1	1,384
常勤監査役		山本 和夫	昭和23年4月3日	昭和47年4月 平成10年4月 平成15年4月 平成19年2月 平成22年6月 日新火災海上保険㈱入社 同社 本店営業第1部長 同社 本店検査部検査役 当社 入社 内部監査室長 当社 監査役就任(現任)	注2	14
監査役		菱倉 明彦	昭和11年10月13日	平成4年6月 平成7年3月 平成9年6月 平成18年4月 平成18年6月 東邦アセチレン㈱ 取締役 同社 取締役経営管理部長 同社 監査役 当社 顧問 当社 監査役就任(現任)	注2	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		長尾 隆史	昭和33年9月12日	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和60年4月 さくら共同法律事務所 平成4年9月 米津合同法律事務所 平成8年6月 長尾法律事務所 設立(現任) 平成18年2月 当社 監査役就任(現任) 平成22年2月 (株)キューソー流通システム 監査役(現任)	注2	20
監査役		古田 善香	昭和17年12月10日	昭和55年7月 国税庁直税部審理課審理第1係長 平成2年7月 大蔵省主税局総務課主税調査官 平成7年7月 国税不服審判所国税審判官 平成11年7月 東京国税局課税第一部次長 平成12年7月 京橋税務署長 平成13年8月 古田善香税理士事務所開業(現任) 平成15年6月 フィールズ(株) 監査役(現任) 平成19年2月 当社 監査役就任(現任)	注2	454
計						15,898

- (注) 1 平成24年6月28日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
2 平成22年6月25日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
3 監査役菱倉明彦、長尾隆史、古田善香は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ．提出会社の企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社における、企業統治の体制は、取締役5名、監査役4名ならびに従業員約70名という人員構成の監査役会設置会社であります。監査役については、4名のうち3名が社外監査役であり、独立役員として選任しております。当社は、社外取締役を選任しておりませんが、前事業年度より監査役会を3名から4名体制に増員し、社外監査役を3名と充実させることで、経営に対する監査機能の強化を図っております。

当社の取締役会は、経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役5名で構成されており、定例取締役会を毎月1度、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程で決められた事項に基づき、重要事項の決定（経営方針、経営計画、事業計画、重要な財産の取得および処分等）および業務執行状況の監督を行っており、少人数で迅速な意思決定が可能な体制のもと効率的な運営を実施しております。

また、当社は、取締役会以外にも経営会議に準ずる会議体である経営連絡会、営業戦略会議ならびに責任者会議において、業務執行状況の報告や重要事項等の審議を行っております。また、取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、第三者の立場から経営を監視しております。以上のことから、取締役間の相互牽制機能、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に整備されているものと認識しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

(a) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保

するための体制

当社は、平成18年5月1日より施行された会社法に則り社内整備の強化及び明文化を目的に、平成18年5月16日開催した取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議し、その後、段階的に改訂いたしました。その概要は次のとおりであります。

1．取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、「企業理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

取締役会は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

取締役および使用人は、「コンプライアンス・ポリシー」、「コンプライアンス・マニュアル」、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、コンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

監査役は、法令が定める権限を行使する。法令違反等疑義のある行為については、社長直轄の内部監査室およびコンプライアンス部門が連携して、社内内部通報制度に則り適切に対応する。また、社外からの通報については、コンプライアンス部門を窓口と定め適切に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき適切に保存・管理する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社経営におけるリスク管理の重要性を認識し、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に従い、市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等様々なリスク

に適切に対処する。またリスクごとに担当部署を定め、当該部署を統括する取締役は、取組基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、全社的なリスク管理体制の強化を構築することとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の決定を効率的に行うため、経営連絡会を設置し、個々の経営課題について掘り下げた協議を原則として毎週1回以上行い、取締役会の意思決定機能および監督機能強化に資するものとする。

取締役会は毎月1回定期に開催し、必要に応じて適時開催することとする。

各部門においては、「組織規程」および「職務権限規程」に基づき権限の委譲を行い、担当業務の明確化を図ることで、迅速性および効率性を確保する。

5．当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等関係会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的報告を求め、重要案件については事前協議を行うこととする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する

事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するために必要な場合は、内部監査室等所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、当該指示に関して取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役は、監査役会が定める「監査計画書」に従い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況、行政処分の内容、訴訟事案の内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人ないし内部監査室とそれぞれ定期的および随時に意見交換を実施し、連携を図ることにより監査の実効性を確保することとする。

監査役会または監査役は、法律上の判断を必要とする場合においては、随時弁護士、公認会計士その他の外部専門家に助言を求めることができる。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システムに関する基本方針」および別途定める「財務報告に係る内部統制に関するガイドライン」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

上記の「内部統制システムに関する基本方針」に則り、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、組織内の全社的なレベルおよび業務プロセスのレベルにおいて実施するため、「財務報告に係る内部統制に関するガイドライン」を定めており、その概略は次のとおりとなっております。

・内部統制報告の基本

- 1．財務報告の基本方針として、正確で信頼性のある報告を目指すことに努める。
- 2．社内制度の設計・運用は経営理念や倫理規程に基づき行う。
- 3．信頼性のある財務報告の作成のため、適切な人材の確保・配置・見直しを行う。

4. 社員に対する権限と責任の委任は、適切な範囲に限定しかつ明確にする。
 5. 職務の遂行に必要な手段や訓練に対して積極的な支援を行う。
 6. 発見された不備については、虚偽記載の発生可能性と影響の範囲・程度の検討を行う。
- ・ 内部統制評価の基準日
財務報告に係る内部統制の評価は、期末日を評価時点として行う。
 - ・ 内部統制の整備・運用及び評価の責任者
 1. 財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価に関する責任者は、内部統制報告書に自署かつ押印する代表取締役社長である。
 2. 代表取締役社長は、財務報告に関する重要な欠陥を取締役会及び監査役会並びに外部監査人に適時に報告する。
 - ・ 内部統制の評価範囲
 1. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から評価範囲を店頭外国為替証拠金取引に限定する。
 2. 評価範囲を決定する手順・方法は、財務報告に対する金銭的及び質的影響の重要性を考慮し、重要な事業拠点、全社的な内部統制の評価結果、評価対象とする業務プロセスの識別等を検証し、毎年合理的に決定することとする。
 - ・ リスク対応
 1. リスク評価の正確性を期すため、適切な階層の人材投与を行う。
 2. 信頼性ある財務報告作成に重要な影響を及ぼす変化が発生した場合、リスク再評価の仕組みを設定し適切な対応を図る。
 3. 不正に関するリスクについては、動機・原因・背景等を踏まえ、適切にリスク評価を行う。
 - ・ 統制の確保
 1. 諸リスクを軽減する統制活動を確保するため、業務プロセス単位の対策強化を徹底する。
 2. 統制活動について、全社的な職務権限規程や個々の業務手順の整備を行う。
 3. 統制活動の妥当性について、定期的検証を実施する。
 - ・ 情報及び伝達の体制整備
 1. 本ガイドラインが全役職員に徹底されるよう体制の整備を図る。
 2. 会計及び財務に関する情報が、関連業務プロセスから情報システムに適切に伝達され、利用可能となるような体制の整備を図る。
 3. 内部統制に関する重要な情報が経営者及び組織内管理者に円滑に伝達される体制の整備を図る。
 4. 経営者、取締役会、監査役及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有される仕組みを強化する。
 5. 内部通報制度を活用した、通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できる体制の整備を図る。
 - ・ ITによる統制
 1. 信頼性のある財務報告の作成という目的達成に対するリスク低減に資するため、ITを用いた統制の利用領域の拡大を強化する。
 2. ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制の整備を図る。
 - ・ モニタリング
日常的及び独立的モニタリングの有効性を意識し、モニタリングがそれぞれの業務活動に適切に組み込まれるよう体制の整備を図る。
 - ・ 不備への対応
不備について、集計方法、発生可能性の判断基準、影響額の算定等を定めるとともに、重要な欠陥等の是正に努める。

(b) 反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- 1．当社は、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
- 2．当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。
- 3．当社は、期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じます。
- 4．当社は、反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は一切行いません。
- 5．当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
- 6．当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と密接な連携関係を構築してまいります。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社は当社事業に関するリスクについて、市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク、その他のリスク（法務リスク、レピュテーションリスク等）の3つに分類しております。これらリスクについて、当社は法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本にリスク管理規程および危機管理規程等に基づいて、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、それぞれのリスク毎に対応を整備し、リスクの種類と所在を明確化した上で管理する体制としております。また、当社の内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行っております。リスクに関する重要事項の審議決定については、取締役会がリスク全般に関して報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的に対応しております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができるとしており、また、社外取締役及び社外監査役との間においても、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができるとしております。取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。また、監査役についても同様に、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。社外取締役及び社外監査役については、外部から人を迎え入れるということもあり、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を確保するためには責任を限定する必要があるとの判断から定めております。

内部監査及び監査役監査

イ．内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当いたします。内部監査室長が、内部監査規程に基づき事業年度毎に内部監査計画を策定し、定期的に各部門の業務遂行状況について、内部監査命令～監査実施～被監査部門との事実確認～結果分析～改善指摘事項の確定～内部監査報告の手順で実施し、各部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、内部監査報告書にて代表取締役社長ならびに監査役会に提出しております。被監査部署に対しては、該当部分に関する報告書を作成提示し、指摘事項に対する改善対策報告書を内部監査室宛て書面による提出を義務付ける等、改善状況の

チェックを随時行う体制をとっております。また、財務報告に関わる内部統制の有効性の状況についても検証を行っており、その他、随時必要に応じて臨時の特命監査を実施する場合があります。今後も、会社の業務、財産の状況、法令遵守及びコンプライアンス状況に関し検査の徹底を図り、内部牽制機能が十分機能した組織の確立に努めています。

ロ．監査役監査

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は4名（常勤監査役1名）で構成され、常勤監査役を除く監査役は全員が社外監査役であります。社外監査役のうち1名は、過去に上場会社にて経営管理の担当役員ならびに監査役を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。別の社外監査役のうち1名は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は毎月1回の開催を原則としており、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会や他の重要な経営会議に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料および重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門員などとの意見交換、報告聴取などを通して、業務監査ならびに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査人から監査方針および監査計画などを聴取し、監査の結果について随時報告もしくは説明を受けるなど、会計監査人と相互連携を図っております。

ハ．内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査および監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、内部統制部門交えて財務報告に対する信頼性向上のため、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有や意見交換を図りながら、効果的かつ効率的な監査および適宜連携し必要な助言を受けることも含め、適正な会計処理ならびに透明な経営確保に努めるため、連携および体制を確立しております。

社外取締役及び社外監査役

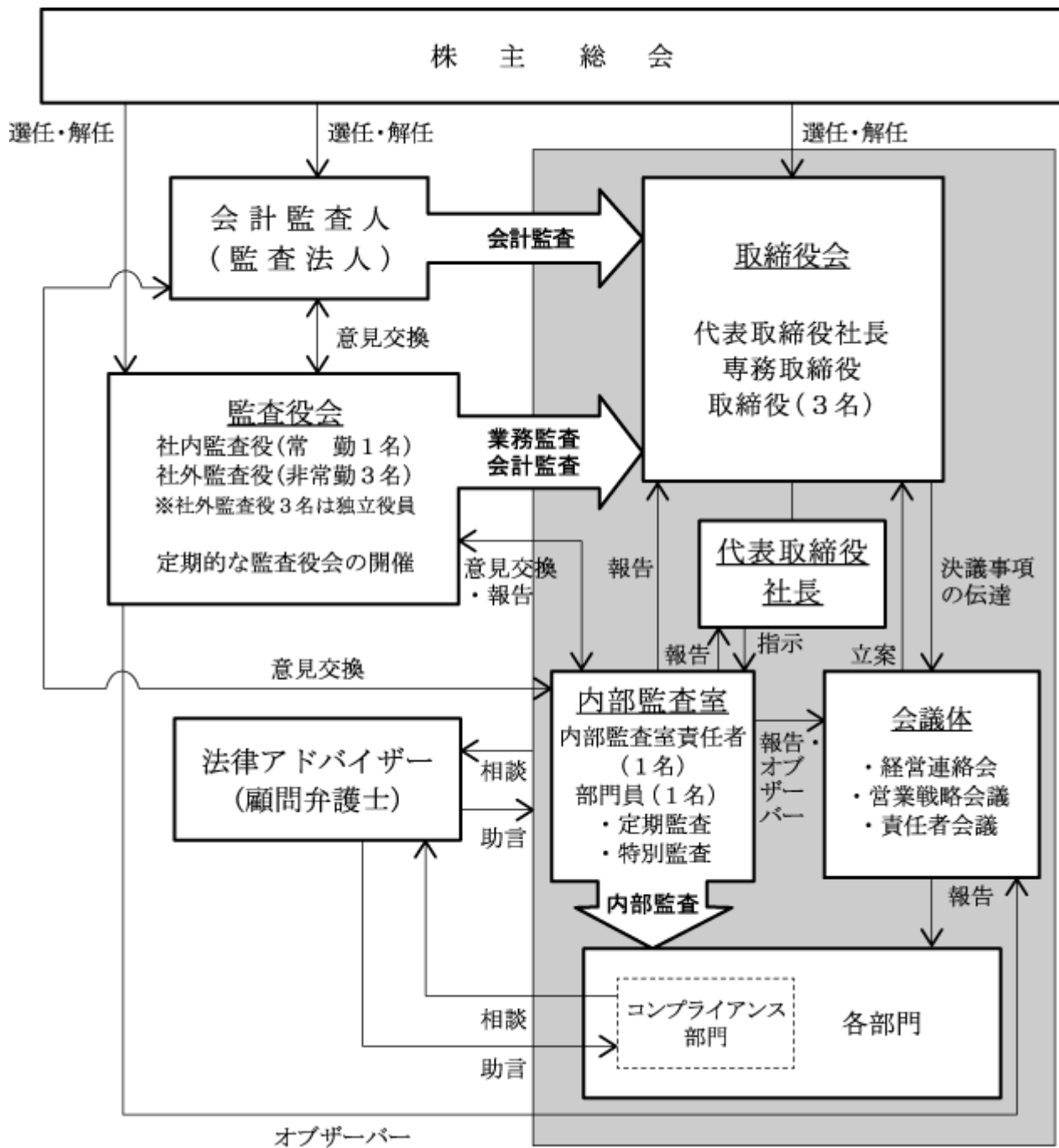
当社の社外監査役は3名であります。社外取締役は選任しておりません。

社外監査役及び各社外監査役が現在役員もしくは使用人である、または、役員もしくは使用人であった会社と提出会社には、人的関係はなく、大株主等の資本的関係もなく、また、多額の金銭やその他財産を得るような取引関係、その他利害関係もありません。また、社外監査役3名については、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、株式会社大阪証券取引所（以下、「証券取引所」）が定める独立役員として指定し、証券取引所へその旨届け出ております。そして、当社は、証券取引所が定める社外監査役の独立性基準に加え、独立役員の要件として取引所が規定する事由について独自の判断基準にて選定しており、これら3名の社外監査役は全て満たす者です。

社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能および役割は、毎月1度定期的に行われる定例取締役会と、その他必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するとともに、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、業務監査ならびに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。

社外取締役または社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方は、現在、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役（3名）の充実により、経営に対する監視監督機能の強化を図っております。しかしながら、更なる経営の監視監督機能の強化を図るためには、社外取締役を選任することの必要性も認識しており、当社が必要と認めた場合には適任者を社外取締役として選任することも検討して参りたいと考えております。

社外監査役による監督または内部監査および監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため内部統制部門も含め、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有並びに意見交換を図りながら、透明性の高い経営確保の監督に努めております。



役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	140,848	129,303	11,544			5
監査役 (社外監査役を除く)	5,618	5,455	163			1
社外役員	10,489	10,000	489			3

(注) 当事業年度における状況になります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
27,500	2	管理職として使用人給与に含まれている金額

二．役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役全員による合議制となっております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、下記の公認会計士により監査業務が執行されております。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員：筆野 力(有限責任 あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員：田中 量(有限責任 あずさ監査法人)

継続監査年数については、全員7年以下であるため、記載をしておりません。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 4名

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたしました。取締役会には、監査役が毎回出席し意見を述べております。また、コンプライアンスを徹底するための勉強会や個人情報保護の徹底を行うための勉強会、また、広域災害発生時等の危機管理のための社内連絡体制の構築しております。

定款で定める取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

イ．定款で定める取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定めてお

ります。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を通じて株主への利益還元をはかるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当の決定機関

当社は会社法第454条第5項に定める剰余金の配当等の事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
25,800	3,300	25,800	4,500

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、前事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・「顧客区分管理信託」に係る証拠金残高に関し監査公認会計士等と当社との間で合意した手続き

当社は、当事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・新取引システムのリリースに関する本番稼動前のシステムレビュー業務

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定について、特に方針を定めておりませんが、監査公認会計士等の独立性を損ねることがないように、監査日数、当社の規模・特性等の要素等を勘案して、適切に決定するようにしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

なお、資産基準、営業収益基準、利益基準および利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
営業収益基準	0.3%
利益基準	1.0%
利益剰余金基準	0.4%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対する的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務報告の信頼性を確保できるよう努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,119,184	¹ 2,222,622
分別管理信託	² 19,678,088	² 28,039,811
外国為替取引評価勘定	-	³ 72,182
前払費用	11,691	38,135
繰延税金資産	26,127	23,344
その他	42,539	2,621
流動資産合計	21,877,632	30,398,718
固定資産		
有形固定資産		
建物	186,929	186,929
減価償却累計額	53,165	68,736
建物(純額)	133,763	118,193
工具、器具及び備品	214,840	309,748
減価償却累計額	145,139	200,408
工具、器具及び備品(純額)	69,700	109,340
有形固定資産合計	203,464	227,533
無形固定資産		
ソフトウェア	173,701	350,145
ソフトウェア仮勘定	95,284	79,924
その他	888	870
無形固定資産合計	269,873	430,940
投資その他の資産		
投資有価証券	121,000	121,000
関係会社株式	8,146	8,146
長期前払費用	-	630
差入保証金	68,035	69,950
その他	1,303	2,319
投資損失引当金	120,995	120,995
投資その他の資産合計	77,490	81,051
固定資産合計	550,828	739,526
資産合計	22,428,461	31,138,244

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客預り勘定	4 18,715,556	4 27,043,140
短期借入金	-	1, 5 300,000
1年内返済予定の長期借入金	40,000	1 40,000
未払金	166,854	173,198
未払法人税等	96,925	141,646
ポイント引当金	33,128	32,769
その他	5,819	11,941
流動負債合計	19,058,283	27,742,696
固定負債		
長期借入金	160,000	1 120,000
資産除去債務	61,315	62,108
繰延税金負債	8,995	4,548
固定負債合計	230,310	186,657
負債合計	19,288,594	27,929,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金	1,129,005	1,129,005
資本剰余金合計	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	934,040	1,080,573
利益剰余金合計	934,040	1,080,573
自己株式	174,795	271,912
株主資本合計	3,112,254	3,161,671
新株予約権	27,611	47,219
純資産合計	3,139,866	3,208,891
負債純資産合計	22,428,461	31,138,244

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
トレーディング損益	2,077,811	2,623,253
営業収益計	2,077,811	2,623,253
営業費用		
販売費及び一般管理費	¹ 1,660,797	¹ 2,191,155
営業利益	417,013	432,097
営業外収益		
受取利息	3,420	1,404
未払配当金除斥益	-	845
助成金収入	1,000	-
その他	471	269
営業外収益合計	4,891	2,518
営業外費用		
支払利息	16	11,686
投資損失引当金繰入額	58,811	-
支払手数料	134	234
営業外費用合計	58,962	11,921
経常利益	362,942	422,695
特別利益		
投資有価証券売却益	3,739	-
特別利益合計	3,739	-
特別損失		
固定資産除却損	² 42	² 6,599
固定資産臨時償却費	³ 6,140	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10,701	-
特別損失合計	16,884	6,599
税引前当期純利益	349,796	416,095
法人税、住民税及び事業税	90,848	181,970
法人税等調整額	1,908	1,664
法人税等合計	88,940	180,305
当期純利益	260,856	235,789

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,224,005	1,224,005
当期末残高	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,129,005	1,129,005
当期末残高	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	698,218	934,040
当期変動額		
剰余金の配当	25,034	89,256
当期純利益	260,856	235,789
当期変動額合計	235,822	146,533
当期末残高	934,040	1,080,573
自己株式		
当期首残高	160,561	174,795
当期変動額		
自己株式の取得	14,234	97,116
当期変動額合計	14,234	97,116
当期末残高	174,795	271,912
株主資本合計		
当期首残高	2,890,666	3,112,254
当期変動額		
剰余金の配当	25,034	89,256
当期純利益	260,856	235,789
自己株式の取得	14,234	97,116
当期変動額合計	221,588	49,416
当期末残高	3,112,254	3,161,671
新株予約権		
当期首残高	22,181	27,611
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,430	19,607
当期変動額合計	5,430	19,607
当期末残高	27,611	47,219
純資産合計		
当期首残高	2,912,847	3,139,866
当期変動額		
剰余金の配当	25,034	89,256
当期純利益	260,856	235,789
自己株式の取得	14,234	97,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,430	19,607
当期変動額合計	227,019	69,024
当期末残高	3,139,866	3,208,891

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	349,796	416,095
減価償却費	100,401	181,922
固定資産除却損	42	6,599
固定資産臨時償却費	6,140	-
株式報酬費用	5,430	19,858
投資損失引当金の増減額(は減少)	58,811	-
受取利息	3,420	1,404
支払利息	16	11,686
ポイント引当金の増減額(は減少)	12,121	358
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	3,739	-
為替差損益(は益)	329	288
分別管理信託の増減額(は増加)	7,618,054	8,259,949
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10,701	-
前払費用の増減額(は増加)	17,852	26,443
未払金の増減額(は減少)	61,825	12,175
短期差入保証金の増減額(は増加)	40,000	40,000
顧客預り勘定の増減額(は減少)	7,602,618	8,327,583
外国為替取引評価勘定(流動資産)の増減額(は増加)	-	72,182
その他	3,162	6,197
小計	564,037	661,493
利息の受取額	3,550	1,562
利息の支払額	-	11,702
法人税等の支払額	1,310	135,525
法人税等の還付額	1,657	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	567,934	515,827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,000,000	3,000,000
定期預金の払戻による収入	3,000,000	3,000,000
定期預金の担保差入れによる支出	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	35,971	118,336
無形固定資産の取得による支出	148,709	261,136
差入保証金の差入による支出	-	4,656
関係会社出資金の払込による支出	8,146	-
投資有価証券の売却による収入	7,735	-
その他	824	1,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	185,915	585,145
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	3,000,000
短期借入金の返済による支出	-	2,700,000
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	-	40,000
配当金の支払額	25,030	89,253
自己株式の取得による支出	14,368	97,350
その他	-	845
財務活動によるキャッシュ・フロー	160,600	74,240
現金及び現金同等物に係る換算差額	329	288
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	542,290	5,211
現金及び現金同等物の期首残高	982,455	1,524,746
現金及び現金同等物の期末残高	1,524,746	1,529,957

【重要な会計方針】

1 分別管理信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

3 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・ 建物：3～15年

・ 工具器具及び備品：3～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による費用発生に備えるため、将来利用すると見込まれる額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性評価を省略しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

また、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表関係)

当事業年度より、顧客区分管理信託の受託先信託銀行及びその契約内容を変更したこと、カウンターパーティー先の変更・追加等に伴い、従来、流動資産の「分別管理信託」に含めていたカウンターパーティーとのカバー取引の評価損益について、「外国為替取引評価勘定」として区分掲記しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

(1)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	千円	600,000千円
上記に対応する債務		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	千円	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	千円	40,000千円
長期借入金	千円	120,000千円
合計	千円	460,000千円

(2)外国為替証拠金取引に関連して生じる債務およびこれに関連して金融機関が行っている支払承諾契約(極度額2,500,000千円)に基づく債務保証に対する担保として、現金及び預金(定期預金)1,100,000千円を差し入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。

2 分別管理信託

外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理するため、信託業務を行っている銀行と顧客区分管理信託契約を締結しております。

3 外国為替取引評価勘定

カウンターパーティー(カバー取引先金融機関)とのカバー取引の評価損益について外国為替取引評価勘定として計上しております。

4 顧客預り勘定

顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。

なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預り証拠金	22,680,681千円	31,279,388千円
確定損益未受渡分	58,556千円	32,356千円
未決済残高評価損益	4,023,681千円	4,268,605千円
顧客預り勘定 合計	18,715,556千円	27,043,140千円

5 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額の総額	千円	600,000千円
借入実行残高	千円	300,000千円
差引額	千円	300,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
役員報酬	105,016千円	144,758千円
給与手当	325,490千円	363,360千円
広告宣伝費	510,921千円	592,912千円
ポイント引当金繰入額	33,128千円	32,769千円
減価償却費	100,401千円	181,922千円
支払報酬	96,892千円	123,596千円
電算機費	65,498千円	162,835千円
おおよその割合		
販売費	62%	56%
一般管理費	38%	44%

2 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	42千円	1,808千円
ソフトウェア		4,791千円

3 固定資産臨時償却費

予定されるシステムの変更に伴い、前事業年度末に耐用年数の変更を行ったソフトウェアについて、臨時償却を行ったことによるものであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
ソフトウェア	6,140千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,523	481		5,004

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 481株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	953		7	946	26,421	
第8回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式		1,310		1,310	1,190	(注) 2
合計		6,653	1,310	7	7,956	27,611	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3 第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	25,034	500.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,256	1,800.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,004	2,049		7,053

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 2,049株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	946		9	937	26,170	
第8回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	1,310		11	1,299	15,342	
第9回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式		350		350	5,706	(注) 2
合計		7,956	350	20	8,286	47,219	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第9回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3 第8回新株予約権、第9回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	89,256	1,800.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	85,568	1,800.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	2,119,184千円	2,222,622千円
外国為替証拠金取引顧客分別金	76,871千円	173,085千円
分別管理信託(自己勘定)	982,433千円	1,180,420千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円	千円
担保に供している定期預金	千円	1,700,000千円
現金及び現金同等物	1,524,746千円	1,529,957千円

(リース取引関係)

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

工具、器具及び備品	
取得価額相当額	5,340千円
減価償却累計額相当額	3,382千円
期末残高相当額	1,958千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

当事業年度(平成24年3月31日)

工具、器具及び備品	
取得価額相当額	5,340千円
減価償却累計額相当額	4,450千円
期末残高相当額	890千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	1,068千円	890千円
1年超	890千円	千円
合計	1,958千円	890千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	1,068千円	1,068千円
減価償却費相当額	1,068千円	1,068千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、当社は、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

当社グループは、短期的な運転資金は、原則として自己資金により賄っており、余剰資金については、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は、将来の為替や金利の変動によるリスク回避、運用収益の獲得を目的としておりますが、投機的な取引は一切行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づいて行っており、設備投資資金など長期にわたる資金支出の一部については、金融機関からの借入れによっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

分別管理信託は、外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理するためのものであり、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行されない場合に発生する信用リスクに晒されています。また、カウンターパーティーを相手方とするカバー取引を行っておりますが、決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

顧客預り勘定は、外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益(評価損益を含む)を含めた残高を表していますが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する未収金が回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスク、顧客との相対取引での決済履行に係る信用リスク、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

現金及び預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、運用会社が組成・発行する有価証券であり、市場価格の変動や為替等の変動を含んだ市場リスク、また、保有有価証券を発行・組成する各発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、貸與人等に対し契約締結時に敷金及び保証金等を差し入れており、相手方の信用リスクに晒されています。

未払金に関しては、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は、主に設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、信用リスク(取引先リスク)及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門(市場業務部)から独立している管理部門(業務管理部)が日次においてポジション及び売

買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。また、その内容については、日次で役員及び関連部署に報告されています。

信用リスクの管理

顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては、顧客により追加預託を受けるか、顧客の持高の全部を強制決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。また、当社のカバー取引のスキームは、カバー取引先及び顧客資産の区分管理信託先を同一の金融機関で行っているため、カバー取引を行う際に必要な自己資金を差し入れる必要がなく、同時にカバー取引に係る損益金の立替が発生しないため、カウンターパーティーの信用状況に起因する信用リスクは大幅に低減しております。

預金、有価証券、差入保証金や未払金等については、信用度の高い金融機関のみに限定したり、発行体、資金の差入先並びに契約締結先等に対して、定期的に残高の管理、時価及び財政状態等の把握を行い、回収懸念等の早期把握と信用リスクの低減を行っております。

市場リスクの管理

外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めており、リスクの低減を図っております。

流動性リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引スキームは、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行う際に必要な自己資金の差し入れを必要とせず立替金も発生しないため、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていくに当たり存在する流動性リスクに関しては極めて限定的となっております。そのため、当社が管理すべき流動性リスクは、一般商取引に係る取引時等に発生する流動性リスクであり、高い手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、当社は、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

当社は、短期的な運転資金は、原則として自己資金および短期借入金により賄っており、余剰資金については、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。またデリバティブ取引は、将来の為替や金利の変動によるリスク回避、運用収益の獲得を目的としておりますが、投機的な取引は一切行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づいて行っており、設備投資資金など長期にわたる資金支出の一部については、金融機関からの借入れによっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

分別管理信託は、外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理するためのものであり、信託業務を行っている銀行と顧客区分管理信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行

されない場合に発生する信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスクおよび為替変動リスクに晒されています。

外国為替取引評価勘定は、カウンターパーティーを相手方とするカバー取引を行っており、決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスクに晒されています。

顧客預り勘定は、外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益（評価損益を含む）を含めた残高を表していますが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する未収金が回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスク、顧客との相対取引での決済履行に係る信用リスク、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

現金及び預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、運用会社が組成・発行する有価証券であり、市場価格の変動や為替等の変動を含んだ市場リスク、また、保有有価証券を発行・組成する各発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、貸入人等に対し契約締結時に敷金及び保証金等を差し入れており、相手方の信用リスクに晒されています。

未払金に関しては、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は、主に短期的な運転資金や設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しています。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。またその内容については、日次で役員及び関連部署に報告されています。

信用リスクの管理

顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては、顧客により追加預託を受けるか、顧客の持高の全部を強制決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しておりますが、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っています。さらに、カウンターパーティーの信用状況に起因する出来事により、カバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティーを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

預金、有価証券や差入保証金等については、信用度の高い金融機関のみに限定したり、発行体、資金の差入先、ならびに、契約締結先などに対して、定期的に残高の管理、時価および財務状態などの把握を行い、回収懸念などの早期把握と信用リスクの低減を行っております。

市場リスクの管理

外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めており、リスクの低減を図っております。

流動性リスクの管理

当社は、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていくにあたり存在する流動性リスクに関しては、金融機関から借入れを受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。また、一般商取引に係る取引時等に発生する流動性リスクに関しても、高い手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注)3をご参照下さい）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,119,184	2,119,184	
(2) 分別管理信託	19,678,088	19,678,088	
資産計	21,797,273	21,797,273	
(1) 未払金	166,854	166,854	
(2) 未払法人税等	96,925	96,925	
(3) 顧客預り勘定	18,715,556	18,715,556	
(4) 長期借入金	200,000	200,000	
負債計	19,179,335	19,179,335	

(注) 1 長期借入金には、1年内返済予定のものを含めております。

2 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 分別管理信託

分別管理信託は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 顧客預り勘定

顧客預り勘定は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、期末日において金利差がないため、現在価値額は当該帳簿価額と同額となっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

金利スワップ以外のデリバティブ取引は、「デリバティブ取引関係」に記載しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,222,622	2,222,622	
(2) 分別管理信託	28,039,811	28,039,811	
(3) 外国為替取引評価勘定	72,182	72,182	
資産計	30,334,616	30,334,616	
(1) 顧客預り勘定	27,043,140	27,043,140	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
(3) 未払金	173,198	173,198	
(4) 未払法人税等	141,646	141,646	
(5) 長期借入金	160,000	160,811	811
負債計	27,817,985	27,818,795	811

(注) 1 長期借入金には、1年内返済予定のものを含めております。

2 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 分別管理信託

分別管理信託は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(3) 外国為替取引評価勘定

事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

負債

(1) 顧客預り勘定

顧客預り勘定は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

外国為替証拠金取引に関連する顧客およびカウンターパーティーとのデリバティブ取引は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しており、これに伴い発生した評価損益は、それぞれ、顧客預り勘定、外国為替取引評価勘定に計上しております。

3 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
その他有価証券		
関係会社株式（非上場）	8,146	8,146
出資証券	121,000	121,000
差入保証金	68,035	69,950

関係会社株式及び出資証券については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

差入保証金については、主に、当社が本社として使用しているオフィスの賃貸借契約に係る敷金であります。当社は、現時点で本社を移転する計画はなく、差入保証金の将来キャッシュ・フローを見積ることができず、また、市場価格も存在せず時価を把握することが極めて困難と認められるため表中には含めておりません。

4 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	2,119,184		
分別管理信託	19,678,088		
合計	21,797,273		

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	2,222,622		
分別管理信託	28,039,811		
合計	30,262,433		

5 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	

当事業年度（平成24年3月31日）

後述の、 附属明細表 借入金等明細表 をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

非上場株式等(貸借対照表計上額 関係会社株式8,146千円、その他121,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、当事業年度(平成23年3月期)において、その他121,000千円に対して投資損失引当金120,995千円を計上しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

非上場株式等(貸借対照表計上額 関係会社株式8,146千円、その他121,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、当事業年度(平成24年3月期)において、その他121,000千円に対して投資損失引当金120,995千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の事業年度末日における契約額又は契約額等の時価、評価額、評価損益等の算定方法は次のとおりであります。

通貨関連

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度末(平成23年3月31日)

種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	契約額等の時価 (千円)	評価額 (千円)	評価損益 (千円)
外国為替証拠金取引					
売建	40,382,489		36,907,237	3,475,252	3,475,252
買建	17,389,151		17,937,581	548,429	548,429
合計				4,023,681	4,023,681

(注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

当事業年度末(平成24年3月31日)

種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	契約額等の時価 (千円)	評価額 (千円)	評価損益 (千円)
外国為替証拠金取引					
売建	62,375,253		59,119,549	3,255,704	3,255,704
買建	19,354,482		20,367,383	1,012,901	1,012,901
合計				4,268,605	4,268,605

(注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度末（平成23年3月31日）

種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	契約額等の時価 (千円)	評価額 (千円)	評価損益 (千円)
為替予約					
売建	35,353,922		35,408,172	54,250	54,250
買建	54,411,087		54,717,651	306,564	306,564
合計				252,313	252,313

(注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は区分管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

当事業年度末（平成24年3月31日）

種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	契約額等の時価 (千円)	評価額 (千円)	評価損益 (千円)
為替予約					
売建	72,322,243		72,648,776	326,532	326,532
買建	111,002,227		111,400,942	398,715	398,715
合計				72,182	72,182

(注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において外国為替取引評価勘定（流動資産）として表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	5,486千円	19,858千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益のその他	55千円	251千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名	当社の取締役 4名 当社の従業員 59名	当社の取締役 5名 当社の監査役 4名 当社の従業員 1名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,700株	普通株式 990株	普通株式 1,310株	普通株式 350株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日	平成23年3月31日	平成23年6月23日
権利確定条件(注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること、但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年8月5日)以降、権利確定日(平成22年8月5日)まで継続して勤務していること、但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成23年3月31日)以降、権利確定日(平成25年3月30日)まで継続して勤務していること、但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権の付与日から1年が経過する日までは本新株予約権を行使することはできない。
対象勤務期間(注)2	自平成17年12月20日 至平成19年12月20日	自平成20年8月5日 至平成22年8月5日	自平成23年3月31日 至平成25年3月30日	自平成23年6月23日 至平成24年6月22日
権利行使期間	自平成19年12月21日 至平成27年12月1日	自平成22年8月6日 至平成30年6月26日	自平成25年3月31日 至平成32年6月24日	自平成24年6月23日 至平成53年6月22日 (注)4

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 第8回および第9回新株予約権の付与対象者の区分及び人数欄の当社の従業員数に使用人兼務取締役の2名を含めておりません。

4 権利行使の制約期間を反映して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末			1,310	
付与				350
失効			11	
権利確定				
未確定残			1,299	350
権利確定後（株）				
前事業年度末	5,700	946		
権利確定				
権利行使				
失効		9		
未行使残	5,700	937		

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	65,310	37,750	1
行使時平均株価（円）				
公正な評価単価（円）		27,930	21,805	19,565

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積数値

	第9回新株予約権
株価変動性 (注) 1	75.81%
予想残存期間 (注) 2	15.51年
配当利回り (注) 3	4.55%
無リスク利子率 (注) 4	1.655%

(注) 1 株価変動性を見積りに使用した株価実績の計算期間は以下のとおりです。

平成19年10月25日～平成23年6月23日（ただし平成19年10月の上場以降週次）

2 『ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針』の14（ストック・オプションの予想残存期間）に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積っております。

3 直近年間配当額1,800円/付与日株価で見積っております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間して見積っております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成22年4月1日	(自	平成23年4月1日
	至	平成23年3月31日)	至	平成24年3月31日)
繰延税金資産				
未払事業税		8,740千円		10,586千円
ポイント引当金否認額		13,479千円		12,455千円
地代家賃否認額		1,084千円		千円
固定資産臨時償却費否認額		2,498千円		千円
減価償却超過額		9,685千円		10,416千円
投資損失引当金		49,232千円		43,122千円
資産除去債務		23,928千円		20,958千円
その他		1,345千円		3,514千円
繰延税金資産の小計		109,995千円		101,053千円
評価性引当金		74,182千円		67,291千円
繰延税金資産の合計		35,813千円		33,761千円
繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用		18,681千円		14,965千円
繰延税金負債の合計		18,681千円		14,965千円
繰延税金資産の純額		17,132千円		18,796千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成22年4月1日	(自	平成23年4月1日
	至	平成23年3月31日)	至	平成24年3月31日)
法定実効税率		40.7%		40.7%
(調整)				
繰越損失		27.9%		%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2%		0.2%
株式報酬費用		0.6%		1.4%
住民税均等割		0.4%		0.3%
評価性引当金の増減		11.4%		1.7%
税率変更による期末繰延税金資産および繰延税金負債の金額修正		%		2.4%
その他		0.0%		0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.4%		43.3%

3 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年3月31日まで 40.69%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%

平成27年4月1日以降 35.64%

なお、これによる繰延税金資産、繰延税金負債、法人税等に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び分室であるM2Jベイスクエアの建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間をそれぞれ15年と見積り、割引率については、本社は1.465%、M2Jベイスクエアは1.255%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高(注)	60,532千円	61,315千円
時の経過による調整額	783 "	793 "
期末残高	61,315千円	62,108千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、外国為替証拠金取引及びその関連事業等の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

貸借対照表に計上している有形固定資産のうち、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益計上額のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

貸借対照表に計上している有形固定資産のうち、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益計上額のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	62,763円52銭	66,508円30銭

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益金額	5,222円92銭	4,814円71銭
(算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益(千円)	260,856	235,789
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	260,856	235,789
普通株式の期中平均株式数(株)	49,945	48,973
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		4,790円12銭
(算定上の基礎)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株)		251
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権946個)普通株式946株 平成22年6月25日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権1,310個)普通株式1,310株	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権937個)普通株式937株 平成22年6月25日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権1,299個)普通株式1,299株

(注) 前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

・自己の株式の取得に係る事項の決定

当社は、平成24年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式の取得に係る事項を決議いたしました。

記

1. 自己の株式の取得を行う理由

経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、資本効率の向上を通じて更なる株主還元をはかるため、自己の株式の取得を実施するものであります。

2. 取得対象株式の種類

当社普通株式

3. 取得しうる株式の総数

2,000株を上限とする（発行済株式総数に対する割合3.66%）

4. 株式の取得価額の総額

140百万円を上限とする

5. 取得期間

平成24年4月13日から平成25年3月31日まで

・ストック・オプション（新株予約権）の付与

当社は、平成24年6月28日開催の第10回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,350株とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

1,350個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は650個をそれぞれの上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成34年6月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成24年6月28日開催の当社第10回定時株主総会決議及び同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式に係る普通取引終値の1ヶ月（当日を含む直近の21取引日）平均値が一度でも割当日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式に係る普通取引終値の50%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

・ 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与

当社は、平成24年6月28日開催の第10回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、取締役および従業員の報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 800株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

800個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は700個、当社従業員に付与する新株予約権は100個をそれぞれの上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）から30年間とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(4)の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず平成54年6月27日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

その他権利行使の条件は、平成24年6月28日開催の当社第10回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
F.o.F Strategy Note Series	10	101,000
American Pastime	2	20,000
計	12	121,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	186,929			186,929	68,736	15,570	118,193
工具、器具及び備品	214,840	119,168	24,260	309,748	200,408	77,720	109,340
有形固定資産計	401,770	119,168	24,260	496,677	269,144	93,291	227,533
無形固定資産							
ソフトウェア	264,175	269,849	40,854	493,170	143,024	88,613	350,145
ソフトウェア仮勘定	95,284	217,478	232,838	79,924			79,924
その他	1,036			1,036	165	17	870
無形固定資産計	360,495	487,328	273,693	574,130	143,189	88,631	430,940
長期前払費用		1,025		1,025	394	394	630

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具及び備品	Egenera BladeFrame EX(pBlade11枚構成)	40,849千円
	3PAR INSERT F200(Storage)	22,056千円
ソフトウェア	トレードシステム等取引関連	205,123千円
ソフトウェア仮勘定	トレードシステム等取引関連の開発	149,534千円

2 当期におけるソフトウェアの増加額のうち、ソフトウェア仮勘定からの振替は、221,750千円であります。

3 当期減少額の内訳は次のとおりであります。

工具器具及び備品	除却	24,260千円
ソフトウェア	除却	40,854千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残額 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		300,000	0.76	
1年以内に返済予定の長期借入金	40,000	40,000	4.81	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	160,000	120,000	4.81	平成28年3月31日
合計	200,000	460,000		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	40,000	40,000	40,000	

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
投資損失引当金	120,995				120,995
ポイント引当金	33,128	32,769	33,128		32,769

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	448,072
外貨預金	74,550
定期預金	1,700,000
計	2,222,622
合計	2,222,622

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	28,039,811
計	28,039,811

顧客預り勘定

相手先	金額(千円)
顧客から受け入れた取引証拠金等	27,043,140
計	27,043,140

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

当社は、当社を含む2名の法人及び個人を被告とした総額約395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中ではありますが、原告側の主張は、根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えているため、当社の正当性を主張して争っております。

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	662,432	1,413,205	1,959,594	2,623,253
税引前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	139,941	330,155	338,704	416,095
四半期(当期) 純利益金額 (千円)	80,894	190,825	192,762	235,789
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,632.57	3,851.63	3,898.33	4,814.71

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	1,632.57	2,219.13	39.33	905.10

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.m2j.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等がないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月24日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月24日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月12日 関東財務局長に提出。

第10期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月14日 関東財務局長に提出。

第10期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月14日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第10期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年3月29日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成22年7月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年7月5日 関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

平成23年8月12日、平成23年8月16日、平成23年9月1日、平成23年10月3日、平成23年11月1日、平成23年12月1日、平成24年1月4日、平成24年2月1日、平成24年3月1日、平成24年4月2日、平成24年5月1日、平成24年6月1日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社マネースクウェア・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、ストック・オプション（新株予約権）に関する事項が記載されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社マネースクウェア・ジャパンが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。